

第 3 編

基 本 計 画

第8期総合計画（まちづくり）の目標と施策の体系
 メインテーマ「人が集い 賑わいと 笑顔が広がり 未来につながるまち」

基本目標	施策の体系	
第1部 「町民が輝くパートナーシップによる活力あるまちづくり」 （協働）	第1章 町民組織	
	第2章 都市間交流	
	第3章 男女共同参画	
	第4章 広報・公聴	
	第5章 行財政	第1節 行政サービスの向上 第2節 効果的、効率的な行政運営 第3節 健全な財政運営
	第6章 移住定住の推進	
第2部 「共に暮らす輪の中で誰もが安心して暮らせる支え合いの社会づくり」 （保健福祉）	第1章 社会福祉	第1節 子育て支援 第2節 地域福祉・その他の福祉 第3節 障がい福祉 第4節 高齢者福祉
	第2章 保健・医療の充実	第1節 健康づくり 第2節 医療対策 第3節 医療費助成
第3部 「地域とつながり郷土が育む心豊かな人づくり」 （教育・文化）	第1章 学校教育	
	第2章 社会教育・芸術文化・文化財	第1節 社会教育・芸術文化・文化財 第2節 図書館・陶芸 第3節 スポーツ
	第3章 全町教育	
第4部 「町民が安心して生き活きと働ける賑わいのある産業づくり」 （産業）	第1章 農業	第1節 力強い担い手育成と経営支援 第2節 農地の流動化と利用集積 第3節 農業生産性の向上と基盤整備
	第2章 林業	
	第3章 商工業	
	第4章 観光	
基本目標	施策の体系	
第5部 「豊かな自然と快適な生活を送れる安らぎのある地域づくり」	第1章 効率的な土地利用の推進	第1節 町有地利用の推進 第2節 都市計画・用途区域
	第2章 道路網の整備・河川対策	第1節 道路・河川、道路維持 第2節 交通機関

(生活環境)	第3章 上下水道の整備	
	第4章 快適な住環境等の整備	第1節 住宅 第2節 情報通信 第3節 公園緑地 第4節 花いっぱい運動
	第5章 廃棄物の適正処理	第1節 じん芥処理・し尿処理 第2節 水洗化の推進
	第6章 消費者対策	
	第7章 環境の保全と再生可能エネルギーの推進	第1節 水資源・新エネルギー 第2節 環境保全・公害対策
	第8章 消防・救急の充実	
	第9章 防災	
	第10章 防犯対策と交通安全の推進	

第 1 部

町民が輝くパートナーシップによる
活力あるまちづくり

第1章 町民組織

■現況

<町内会>

町内会は、地域コミュニティを形成する活動単位として、また、少子高齢化に伴う諸課題や災害時の対応、地域での見守りや支え合いなど重要な役割を担っています。

このため、活動の充実に向け町内会への運営交付金や町内会役員等の研修費用を支援しているほか、平成 22 年からは安心して公益活動ができるよう町民活動総合補償制度を制定しています。

町内会への加入率は、平成 16 年では 85.3%でしたが、平成 26 年には 78.7%に減少しています。

<町民憲章推進協議会>

町民憲章は、昭和 48 年にまちづくりの規範として制定され、その実践組織として昭和 49 年に町民憲章推進協議会が発足しました。

町民憲章の基本理念の具体化と住みよいまちづくりのため、新生活運動の実践を推進しています。

<夢基金>

夢基金は、町民憲章を精神的母体とし、町民が自ら創造し個性的なふるさとづくりを推進することを目的に平成 6 年度に制度が制定されました。

平成 26 年度までに認定を受けた事業は 43 件で、補助金額は 31,283,998 円となっています。

<町づくり推進協議会>

町づくり推進協議会は、町内の主要団体等の関係者と一般公募による委員で構成しています。

町づくりの推進にあたっては、町総合計画に基づいた各分野の施策・事業に意見を反映することにより、重要課題の認識を共有し、長期的・総合的な行政運営計画に参画しています。

■課題

単身世帯の増加や価値観の多様化などに伴い、地域住民相互の交流や連帯感が希薄化してきています。また、町内会加入率の低下や会員の高齢化による役員の担い手不足により、活動に支障をきたす町内会の増加が予想されます。

町づくり推進協議会での委員による積極的な意見交換は、協働のまちづくりを進めるうえで重要な過程ですが、一般公募による委員が少ない等、住民主体の町づくりに対する理解不足が課題となっており、理解促進を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民、町内会
意 図	・ 安心して暮らせる住みよいまちづくりと地域活動の活性化のため、自主的な活動を支援する。 ・ 町民が積極的に町づくりに参加できる体制づくりと機運を醸成する。
結 果	・ 町民が主体のまちづくりを進める。

■主要施策

- 1 町内会活動の活性化を図るため、活動を支援し町内会への加入を促進します。
- 2 連合町内会と連携し、町内会の課題解決に向けて主体的に考え、取り組むための事業を進めます。
- 3 住みよいまちづくりのため、町民憲章の基本理念の実践と新生活運動の実践を推進します。
- 4 自らが創造し実践するまちづくりを支援するため、夢基金の積極的な活用を推進します。
- 5 町づくり推進協議会の各種事業への参加推進や、委員からの意見提案による開催を進めることにより、活発な町民参加による協働の町づくりを目指します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町内会加入率	町内会加入率	(H26)	(H37)
		78.7%	75.7%
夢基金利用数	直近5年間の年間利用平均数	(H26)	(H37)
		0.7件	1件
公募による委員数 (町づくり推進協議会)	公募委員数	(H26)	(H37)
		0名	6名

第2章 都市間交流

■現況

他市町との交流は、本町だけでは得ることのできない取り組みや体験、情報を得る機会であると捉えています。

昭和63年6月10日に姉妹町の盟約を行った五ヶ瀬町とは、少年少女使節団交流が平成元年から始まり、平成26年度までに14回、延べ204名の子どもたちが互いの歴史、文化、風土、生活体験や異年齢での集団活動を通して日常では得難い経験をしており、重要な人材育成の機会となっています。

平成6年11月6日に友好都市提携調印を行った東根市とは、行政同士の交流をはじめ、両市町民の交流としては平成8年に発足した「東根市との町民友好協会」及び「東根市高崎地区区長協議会」を中心として、主に両市町のイベントでの特産品販売などにより、毎年交流を重ねてきております。また、平成26年度は友好都市提携20周年を記念して新得町開拓劇「北飛翔Ⅱ」が町民の手によって上演されるなど、町民の歴史に対する意識の高揚にもつながったと考えており、提携から30周年を迎える平成36年までに更なる交流の効果が期待されます。

■課題

五ヶ瀬町との少年少女使節団交流は、ホームステイから宿泊施設等での集団泊としたため、家族での交流が薄れてきており、教育的効果の面からも受け入れ方法について検討する必要があります。また、参加者以外の児童・生徒を含めた学校全体のものとする必要があります。

東根市との交流については、行政同士の交流ではマンネリ化も予想されるため、町民主体の交流を推進することにより、新たな産業を発掘する環境を整えるとともに、新得町をアピールし、イメージアップにつなげていく取り組みが必要です。

■施策の方針

対 象	・ 全町民、交流都市の住民
意 図	・ 民間同士の交流の環境を整え、まちづくりに生かす取り組みを推進する。
結 果	・ 経済の活性化及び交流都市とのつながりが実感できる交流とする。

■主要施策

1 民間による交流

- (1) 互いの歴史や文化に触れることで、子どもたちの郷土愛を育てるため、少年少女使節団交流を進めます。
- (2) 産業の交流を促し新たなビジネスの発掘のため、民間同士による交流のきっかけづくりに取り組み、それに対して支援をしていきます。

2 行政間相互の交流

職員の勤務環境を変え、幅広い視野をもった人材を育成するため、人事交流を進めます。

3 国際交流の推進

国際的な視野を持った人材を育成するため、国際交流の取り組みを進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
民間同士の交流事業の回数	交流事業の実施回数	(H26)	(H37)
		1 回	3 回
姉妹町・友好都市との人事交流	人事交流人数	(H26)	(H37)
		0 人	1 人

第3章 男女共同参画

■現況

平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定され、男女の人権尊重など男女共同参画社会づくりに向けた取り組みが進められています。

また、経済の活性化や地域づくりを進めるためには、地域に住む女性の意見を聞き、地域ごとの実情を踏まえた施策が必要とされ、女性の活躍促進が求められています。

町では「附属機関等の設置及び運営に関する基準」を設け、各種附属機関、協議会及び委員会等への女性登用を推進していますが、平成 26 年度における女性登用率は 27.4%で、目標値の 30%には達していない状況です。

依然として、日常的に家庭や職場、地域社会など様々な場面で性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が今も残り、配偶者等からの暴力（DV）やセクシャル・ハラスメントなど、性別に起因する暴力も社会問題化しています。

■課題

本町においても、性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が今も残っており、女性登用率も近年横ばい状態であるため、女性が参加しやすい環境の整備と意識啓発が必要です。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 政策や方針の決定において、女性の意見が反映されることで、新しい視点や様々な立場からの提案・実施が可能となる。
結 果	・ 男女が共に責任を担い、個性と能力を発揮できる町づくりを進める。

■主要施策

- 1 男女共同参画の意識啓発を図ります。
- 2 男女共同参画の達成を阻害する要因であるDV防止に向けて、情報提供と啓発活動を行います。
- 3 委員会、審議会等における女性の積極的な登用を図るため、各企業・団体への周知や働きかけを行います。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
審議会等の女性登用率	附属機関等の設置及び運営に関する基準で定める 審議会等の委員数のうち 女性が占める割合	(H26)	(H37)
		27.4%	30.0%

第4章 広報・広聴

■現況

<広報活動>

定期広報及びお知らせ広報は、毎月それぞれ1回発行しており、町の動きや町民に周知する事項の広報を行っています。

また、町のイメージ等を町外に紹介、アピールするため町勢要覧を作成しているほか、映像史料として後世に伝承するため広報ビデオを制作しています。

平成24年度から広報モニターを設置し、モニターからの意見や感想を参考に、わかりやすく親しみのある広報紙づくりに努めています。

<広聴活動>

町民の意見などを町づくりに反映させるため広聴活動として、町づくりレターを実施しているほか、ぽっかぽか心トーク、町内施設見学会及び町長との懇談会をそれぞれ開催しています。

■課題

住民ニーズを的確に把握するため、広報紙による見やすくわかりやすい情報の提供と広聴活動の幅広い層への拡大を図っていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 町民が必要とする情報を提供する。 ・ 町民の声を幅広く収集し町政に活かす。
結 果	・ 町民にわかりやすい情報の提供や広く町民の声を収集し町政に活かす。

■主要施策

町民が必要とする情報をわかりやすく伝える広報紙づくりや町民の声を収集するために広聴活動の充実を図ります。

1 広報活動の充実

- (1) 定期広報・お知らせ広報の発行
- (2) 町政要覧の作成
- (3) 広報ビデオの作成
- (4) 暮らしのカレンダーの作成
- (5) ホームページの充実

2 広聴活動の充実

- (1) 町づくりレター
- (2) 町内施設見学会の開催
- (3) 「ぽっかぽか心トーク」の実施

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
広報・広聴活動の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」、「普通」の割合	(H26)	(H37)
		87.0%	90.0%

第5章 行財政

第1節 行政サービスの向上

■現況

町民アンケートによると、行政の推進に関する項目は満足度が低い一方で、重要度は高いという結果となっています。

行政手続に係る申請等に必要な書類を町ホームページで入手が出来るように

する取り組みや、戸籍の電算化による窓口業務の時間短縮など行政サービスの向上に努めてきました。

また、その時々行政需要に対応するため、町民にとって利用しやすい組織とするための組織機構の見直しや、国や道への派遣研修をはじめ、各種研修などにより職員の資質向上に向けた取り組みを推進しています。

■課題

今後も行政経験・ノウハウを持った職員の退職が見込まれる中、組織全体としてのスキルの維持・向上、承継が求められており、町民のニーズを的確に把握するとともに、意見を施策に反映させる立案能力が必要とされています。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 親切で丁寧かつ、町民の生活を支えるための行政サービスの提供に努める。
結 果	・ 町民の満足度が向上し、信頼される行政を目指す。

■主要施策

1 窓口サービスの向上

町民にわかりやすく快適な窓口サービスを提供するため、利用者の視点に立ちユニバーサル仕様に配慮した庁舎内案内表示の設置などを実施していきます。

また、これまで以上に職員の意識改革に重点をおいた各種研修を実施し職員の資質向上に努めるとともに、町民に満足していただけるよう迅速かつ、親切で丁寧な窓口対応を目指します。

2 町民の利便性の向上

- (1) 町税等のコンビニ納付など納付手段の拡充により、利便性の向上を目指します。
- (2) マイナンバー制度の町独自での利用により、行政手続の簡素化に向けた取り組みを進めます。

3 役場庁舎の改修

庁舎耐震補強のほか、屋上防水・外壁改修等により、防災拠点施設としての整備を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
全ての行政サービスに対する平均満足度	町民アンケート結果による福祉、生活環境など全ての項目で「満足」、「まあ満足」の割合の平均値	(H26)	(H37)
		10.0%	20.0%

第2節 効果的、効率的な行政運営

■現況

町職員は平成18年度から平成27年度までの10年間に大量退職期を迎え、この間51名が退職したことにより職員のおよそ45%が入れ替わりました。今後も5年間で18名の退職が予定されています。

行政運営の質・量ともに変化し増大する事務事業の執行にあたっては、必要な事務の見直しや行政情報システムの整備等を進め、行政組織についてもその時々々の行政需要に対応するための見直しを図ってきたほか、平成22年には、業務の集約化によって横断的な行政課題をスムーズに解決し、町民にとって利用しやすい組織とするため、一部の課を統廃合するなど組織のスリム化に努めてきました。

また、民間の技術、経験、能力を活用する方がより効果的な業務については、積極的に民間活力の導入を検討することが必要であります。指定管理者制度を導入している公の施設は3施設にとどまっているのが現状です。

職員数については、第4次定員管理計画を策定し、平成17年度の職員数であった114人に対し、平成26年度の職員数は110人と抑制に努めてきましたが、新たな行政需要に対応せざるを得ない状況から目標職員数の105人より増加しているのが現状です。

■課題

町民にとって行政改革に対する重要度は高いことから、町民が期待する効率的な行政運営を進めるためにも、組織全体としての早急なスキルアップが必要です。

また、職員数の抑制に対応していくためには、文書管理や行政事務の電子化などシステム整備を推進するとともに、事務の整理、統合等を進めていく必要があります。

指定管理者制度導入のさらなる促進については、町内で対応可能な事業者が不足しており、一方で、町外からの新規参入があった場合についても、その事業者施設の設置目的に沿った管理の実施能力の有無の判断や、町内雇用者の仕事の確保という面からも慎重な判断が求められます。

■施策の方針

対 象	・ 全町民、職員
意 図	・ 職員の職務遂行、政策立案能力を向上させ、経営感覚や常に町民の視点での発想を持つ職員の育成を図る。
結 果	・ 町民から信頼される組織の構築と人材の育成を目指す。

■主要施策

1 職員の意識改革

職員研修の充実や人事評価制度の導入等により職員の能力向上を図り、時代の担い手にふさわしい人材の育成を進めます。また、職員には高い倫理観に基づくコンプライアンスやコスト意識が求められており、民間との交流を含め、これまで以上に職員の意識改革に重点をおいた研修に取り組みます。

2 行政事務の効率化

- (1) 事務能率向上のため、財務会計システムの導入及び文書管理システム（ファイリングシステム）の構築を進めます。
- (2) 継続的な行政改革を進めながら、効果的な行政運営を推進するため、事務事業の評価及び選択・見直しを実施するとともに、更なる電子化の推進を図っていきます。

3 行政改革の推進

- (1) 指定管理者制度によって、施設のコスト削減とともにサービスの向上も図れる施設を検討していきます。
- (2) 第5次定員管理計画を策定し、計画的な職員数の管理に努めます。
- (3) 人口減少、少子高齢化などの行政課題に対応できる組織を目指し、行政事務改善委員会で検討していきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
行政改革に対する町民の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		14.1%	30.0%

第3節 健全な財政運営

1 財政

■現況

町の収入の約5割を占める普通交付税は、平成19年度から増加を続けましたが、平成26年度は減額となりました。今後も目まぐるしく変わる社会経済状況や国の動向にもよりますが、次年度以降も減額されることが予想され、この増減は本町の財政運営に大きな影響を与えます。

この間、町が事業を取り進めるにあたっては、国や道の補助制度や財源補てんのある有利な地方債（借金）の活用を基本としてきました。

平成26年度決算では、自由にお金を使える割合を示す経常収支比率が78.8%（80%未満が良い）、新規の借金ができる割合を測る実質公債比率は5.8%（18%未満が良い）で全道平均と比較し良好な数値を維持しています。

■課題

健全財政を維持しながら、安定的な行政運営を行っていくためには、中長期的な財政見通しである財政管理計画に沿って事務事業を進める必要があ

ります。

限られた財源の中で、行政サービスの一定水準を維持し多様化するニーズに対応するため、創意工夫を重ねて真に必要とされるサービス、効率的で質の高いサービスを選択していくことが今後の課題であります。

総合計画に網羅された事務事業を実施していくためには、必要な財源の確保はもちろんのこと、その後の運営費用負担や、借金返済も精査しながら取り組む必要があります。また、これまで整備してきたインフラの更新時期を迎えることから、計画的な補修や長寿命化などにより財政負担の軽減を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 町財政
意 図	・ 健全財政を維持する。
結 果	・ 町民が安心できる財政運営を行う。

■主要施策

安定的な財政運営を持続します。

- (1) 財政管理計画の作成及び毎年度計画を見直ししながら事業を進めることにより健全財政を維持します。
- (2) 長期的視点に立った公共施設の老朽化対策を進めることにより、財政負担の平準化を図ります。
- (3) 地方債残高を減らすことを基本としながら、今後実施予定の大型事業には交付税算入率の高い有利な地方債を活用し、町民の将来負担を軽減します。
- (4) 財政健全化判断比率及び決算状況を広報やホームページなどに掲載し公表します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
・ 経常収支比率 ・ 実質公債比率 ・ 実質赤字比率	同 左	(H26)	(H37)
		78.8%	80.0%以内
		5.8%	8.0%以内
		無	無
・ 連結実質赤字比率 ・ 将来負担比率	同 左	無	無
		無	無

2 町税

■現況

町財政の基盤をなす町税収入の確保において、景気回復の遅れや人口減少による個人町民税の減収や、配分資産の減価償却により固定資産税も減収となっています。今後もこの傾向は変わらないと予想され、新たな増収が見込まれない限り通減していく状況にあります。

町税の滞納に対する特別措置に関する条例を厳守することにより、滞納を予防し、町税負担への不公平感の解消や、納税意識の向上を図っています。また、個人ごとに納税相談を行い、収納率の向上を目指した取り組みを進めています。

■課題

適正課税を堅持するため、より一層正確な課税客体の把握に努めなければなりません。また、給与所得者の利便性向上のため、特別徴収制度の推進を行っていく必要があります。

また、マイナンバー制度に対応したシステムの導入（システムの導入されていない法人町民税含む）や、高齢化により自書申告が難しくなっていることを踏まえ、確定申告の負担軽減を目指したシステムの導入などを検討していくことが必要です。

勤労者人口の減少や、総所得の伸びがみられない中で、町税の収納を確保していくため、利便性が向上するコンビニ収納や、クレジット収納など新たな収納方法の導入を検討する必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 納税者
意 図	・ 公平公正な課税を堅持し、申告や納税方法の利便性向上を図る。
結 果	・ 適正課税堅持、収納率の向上等、税負担の公平性を確保する。

■主要施策

- 1 課税客体の把握と適正課税の堅持に努めます。
- 2 納期内完納の推進と収納率の向上を図ります。
- 3 正しい税知識の普及に努めます。
- 4 親切的な納税相談を実施します。
- 5 個人住民税の特別徴収義務者の指定を行います。
- 6 利便性向上のため新たな収納方法を検討し導入を目指します。

■施策の成果指標

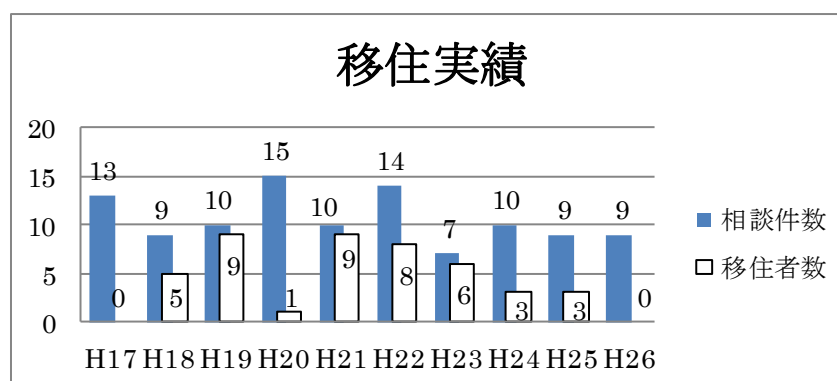
指標名	算出方法	現状値	目標値
収納率	同 左	(H26)	(H37)
		99.6%	99.7%

第6章 移住定住の推進

■現況

近年、現役を引退した団塊の世代による都市部からの地方移住や、地震等の自然災害からの避難による子育て世代の移住も含め、地方移住への関心は高まっています。

新得町においても、移住相談ワンストップ窓口を通した相談件数は次のグラフのとおりとなっており、毎年 10 件前後の移住相談があります。



移住希望者のなかでも、完全移住する前に一度新得町に住んでみたいという方のための「移住体験事業」を平成 21 年度から実施しておりますが、利用者、延べ日数ともに年々増加しており、利用者がその後住宅を購入するなど、移住につながったケースもあります。

移住体験利用者数

年 度	利用者数	延べ日数	うち移住者数
21 年度	2 組 (3 名)	118 日	
22 年度	9 組 (20 名)	341 日	2 名
23 年度	7 組 (17 名)	327 日	
24 年度	14 組 (31 名)	331 日	3 名
25 年度	22 組 (49 名)	520 日	6 名
26 年度	22 組 (40 名)	473 日	1 名

最近では、地方にも高速通信網が順次導入され、情報通信環境において都市部と比較しても遜色のない環境が整いつつあります。この環境を利用し、事務所の一部を地方に移す民間企業等も見られるようになりました。本町においても、新得市街地区及び屈足市街地区の光通信網を駆使したサテライトオフィスの誘致を検討しています。

また、町内の各団体を構成員とした新得町移住定住促進協議会を平成 25 年度に設立し、首都圏及び中京圏において情報発信事業を実施しています。

■課題

移住希望者にとって、移住先の選定にあたっては「住居と収入」が最も重要な要素となっています。多様なニーズに対応するには、受け皿不足の現状であり、移住希望者に対し効率的な情報提供ができていません。

また、移住促進の取組については、行政だけではなく町全体で移住者の受け入れについて取り組んでいくことが必要として、平成 25 年に各団体を構成員とした新得町移住定住促進協議会を設立しましたが、移住前後のサポートができる体制は整っておらず、さらなる連携や新たな組織の設立が必要です。

■施策の方針

対 象	・ 移住希望者、全町民
意 図	・ 新得町の魅力を認識してもらい、田舎暮らし希望者の取り込みを図る。
結 果	・ 町外からの移住者を増やし、人口増加を目指す。また、移住者と地域住民の交流により新たなコミュニティ形成を目指す。

■主要施策

1 移住の受け皿を充実します。

- (1) 移住相談ワンストップ窓口において的確な移住相談への対応ができるよう、空き地・空き家や求人情報等、有用な情報の収集と提供を行います。
- (2) 移住体験お試し暮らしを継続し、移住のきっかけづくりを進めます。

2 新得町移住定住促進協議会による事業を進めます。

町内関係団体や町民と連携し、新得町の魅力を道内外に向けて発信するとともに、移住後のサポート体制の構築についても検討します。

3 サテライトオフィス誘致や大学との連携を進めます。

高速通信網を活用したテレワークにより、仕事と移住が両立できるサテライトオフィスの町内での設置に向け、積極的に検討します。

また、大学との連携による取り組みを進め、若年層の流入を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
年間移住者数	移住相談を通じた相談 件数より算出	(H17～H26 平均)	(H37)
		4.4 人	年間 10 人

第 2 部

共に暮らす輪の中で誰もが安心して
暮らせる支え合いの社会づくり

第1章 社会福祉

第1節 子育て支援

1 母子保健

■現況

本町の合計特殊出生率の平均は、平成 26 年度までの過去 5 年間で 1.58 となっています。また、住民基本台帳による年少人口は、平成 26 年度末で 665 人となっており少子化が進んでいます。

■課題

少子化や核家族化が進む中、安心して子どもを産み育てる環境を整えるため、家庭や健康・育児などに不安がある妊婦に対する保健栄養指導・相談をはじめ、子どもの病気や異常の早期発見、発育や発達に合わせた保健栄養指導・育児相談と感染症予防のため予防接種の推進を図る必要があります。

また、生産年齢人口の減少により、年少人口は平成 37 年には 448 人と更なる少子化が進むことが予想されていることから、少子化対策の推進が必要です。

■施策の方針

対 象	・ 町内に居住する児童、母子、子どもを養育する者
意 図	・ 出産や子育てに不安を抱かないよう、出産・子育て環境の充実を図る。
結 果	・ 安心して子どもを産み育てられる町づくりを目指す。

■主要施策

1 母子保健の充実

安心して妊娠・出産ができるよう産前産後の母子支援と母子の健診体制の充実を図ります。また、子どもの伝染病感染等予防のため予防接種事業を推進します。

2 少子化対策施策の推進

子どもを産み育てるための経済的な不安の解消を図るため、出産・子育て費用の軽減を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
子育て支援のための制度や体制・施設に対する満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		26.5%	35.0%
年少人口	14歳以下の人口(住民基本台帳)	(H26)	(H37)
		665人	449人
合計特殊出生率	過去5年間の合計特殊出生率の平均	(H22～26)	(H37)
		1.58	1.67

2 児童福祉

■現況

本町の人口は一貫して減少傾向ですが、児童数(0～満18歳)についても同じ傾向にあり、平成21年度末の949人から、平成25年度末では842人と107人の減少となっております。

保護者の就労状況や子育てに関するニーズは多様化をしており、子育て支援策への期待感はますます強まっています。

こうした中、本町では児童の健全育成及び福祉の増進を図るため、平成22年

1月に「子どもセンターなかよし」を設置し、「児童館」「放課後児童クラブ」「子育て支援センター」「子ども発達支援センター」の機能を兼ね備えた子どもたちの中核的施設を建設し、また、公立運営の「新得保育所・屈足保育園・トムラウシへき地保育所（こじか園）」の保育施設と「新得幼稚園」の幼児教育施設が存在しており、子育ての各支援拠点施設において安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進しています。

■課題

人口減少や少子高齢化、核家族化の進行は、地域社会の活力の低下等、将来的に社会・経済活動へ深刻な影響を与える可能性があります。

このことから、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

保育の拠点施設である「屈足保育園」は築後36年が経過し、老朽化が進んでいることから、安心安全な保育環境の整備が求められています。

■施策の方針

対 象	・町内在住のすべての児童（0～満18未満まで）及びその保護者（いわゆる子育て世帯）、妊娠後期の方
意 図	・少子化、核家族化等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するとともに、仕事と子育ての両立ができるよう子育て支援の充実を図る。
結 果	・次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ心豊かに育成される社会の形成を目指す。

■主要施策

1 地域における子育ての支援

様々な機会や場を通じて、親としての成長を支援しつつ、子育てにかかる悩みや不安、負担感の軽減を図ります。

2 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭や地域、学校とそれぞれの役割を担いつつ連携・協力し、地域全体

で子どもの「生きる力」を育んでいきます。また、老朽化が進んでいる屈足保育園は、子ども目線に立った施設となるよう改築を進めていきます。

3 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が暮らしやすい生活環境の整備を進めるとともに、町民からの理解・協力や見守り体制づくりなど子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
子育て支援制度・施設に対する満足度	町民アンケート又はニーズ調査の結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		26.5%	65.3%

3 発達支援

■現況

近年、発達に不安や気になる子どもが増加しており、発達支援センターでは、支援を必要としている子どもや保護者等の支援の拠点として、早期発見・早期療育、保護者への相談支援等を行っています。

また、通級指導教室では、町内のコミュニケーションや情緒等に不安がある児童が、困り感なく安心して学校生活を送ることができるようにするため、放課後に通級指導を実施しているほか、新得小学校児童には、国語・算数において学習理解を深めることを目的に、個別または小集団での授業内通級を実施しています。

通級指導教室の利用者は、平成20年度から平成26年度において25名から35名で推移しており、指導員を3名配置し対応しています。

■課題

近年、支援方法も多様化していることから、幼児期、小学生、中学生など各時期で支援をする際には、一貫した方向性のもとで行っていくことが重要であるため、幼、保、小、中、発達支援センター等関係機関との連携した支援策の構築が必要です。

■施策の方針

対 象	・発達に不安や困り感のある子ども
意 図	・対象となる子どもそれぞれに合った指導を行い、早期療育を実施する。
結 果	(通級) ・自ら困難を克服・改善し、社会的に自立する力を身につけてもらう。 (発達) ・自己肯定感や自己効力感を高め、自己受容できる子どもを育てる。

■主要施策

- 1 関係機関との協力・連携の維持強化により、一貫した方向性のもとでの支援を実施します。
- 2 支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取り組みを推進します。
- 3 支援方法の多様化に対応するため、職員、保護者を対象に専門性の高い内容の講演会など、研修をする機会を設け、職員の資質の向上、保護者への子育て支援を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
学校施設整備や学校教育の充実の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		26.7%	50.0%

発達支援センター受入 児童数	同 左	(H26)	(H37)
		36 人	50 人

第2節 地域福祉・その他の福祉

■現況

少子高齢化と核家族化の進行や複雑多様化する町民の需要に的確に対応するためには、町民アンケートにおいても、町内会での地域福祉活動の促進や地区自治会の形成など、生活圏である地域を基盤とした体制が重要と回答した方が合わせて43.8%となるなど、生活圏である地域を基盤とした総合的な福祉推進体制が求められてきております。

また、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を実現するためには、個人や家族の力だけでなくボランティアや町内会、社会福祉協議会などと連携し、支援が必要な人を地域全体で支えていくことが必要です。

■課題

今後は、地域を基盤としたより横断的な施策の展開と福祉推進体制が必要です。住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、ボランティアや町内会などの住民同士が主体的になって支え合う仕組みづくりが必要です。

特に災害時においては、自主避難などの自助はもちろん、自主防災組織の形成や平常時からの避難行動要支援者名簿の共有などにより、迅速な対応が図れる共助体制の整備が必要となります。

また、地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会の機能強化・活動の促進と地域福祉活動を行う拠点の充実が必要です。

■施策の方針

対 象	・ 町内に居住する者
意 図	・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を作るため、地域福祉の充実を図る。
結 果	・ 地域で支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らすことができる町づくりを目指す。

■主要施策

1 地域福祉の推進と地域での支え合い活動の充実

町の地域福祉の中核的組織となる社会福祉協議会機能の充実、地域の相談窓口となる民生委員・児童委員の活動を促進します。

また、地域支え合い活動の推進のため、ボランティアセンター機能の充実及び災害時の避難行動要支援者の共助体制の整備を図ります。

2 地域福祉活動拠点の充実

小地域での地域福祉活動の充実のため、活動の拠点となる施設の充実を図ります。

3 その他の必要な福祉の充実

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
地域福祉の推進の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		19.7%	35.0%
ボランティアセンター登録者数	町ボランティアセンターの登録者数	(H26)	(H37)
		161 人	200 人

避難行動要支援者名簿 の町内会等共有割合	避難行動要支援者名簿（H 26 は災害時要援護者名簿） を共有している町内会の 割合	（H26）	（H37）
		35.5%	100%

第3節 障がい福祉

■現況

本町の障がい者手帳所持者数は、平成26年度末で身体631人・療育103人・精神39人となっており、平成21年度末と比べて身体56人増・療育18人増・精神16人増となっています。手帳の交付には至らない自立支援医療（精神通院医療）の平成26年度利用者数も93人となっており、平成21年度利用者とは比べ17人増加しています。

また、障がい福祉計画策定アンケートでは「仕事をしたい」と回答した方が54.1%、「障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある」と回答した方が53.7%、就労支援として必要なことでは「職場などの障がいに対する理解」と回答した方が48.4%となっています。

更に、「家族で介助の中心となっている方の年齢」は、平均で64.4歳と高齢となっており、また在宅で生活している障がい者のうち「今後グループホームを利用したい」と回答した方は10.0%となっています。

■課題

障がい者が複雑多様化するなか、障がいの早期発見・早期支援の更なる充実が求められています。また、社会構造の複雑化に伴うストレスなどによって精神疾患のある人など支援が必要な人は増加しており、その支援は当事者のみならず、その家族に対する総合的な支援が必要となっています。

また、障がいのある人が自分らしく地域で暮らすためには、社会参加や就労支援体制の充実、町民の障がいに対する理解を図ること、また、ろう者と共に暮らす地域社会の実現のためには、手話に関する基本条例の理念に基づく手話の普及を図っていく必要があります。

更には、障がいのある人が支援者がいなくなった後も町内での生活を支援し

ていく生活の場の確保が必要です。

■施策の方針

対 象	・ 町内に居住する障がいのある者、障がいのある人を支援等する者
意 図	・ 障がい者が自分らしく、地域の中で安心して暮らすことが出来る体制を作るため、障がい者福祉の充実を図る。
結 果	・ 障がいがあっても同年代の人と同じように生活が送れ、差別を受けないで暮らすことができる町づくりを目指す。

■主要施策

- 1 障がいがある人の早期支援と地域生活支援サービスの充実
乳幼児健診等での障がいの発見体制や障がい者相談の充実、地域生活支援サービスの充実による早期支援、障がいのある人とその家族に対する支援体制の充実を図ります。
- 2 社会参加、就労支援体制の強化
障がいがある人の社会参加を推進するため、地域活動支援センターの機能充実を図ります。また、障がいがあっても地域で働けるよう支援体制の充実を図ります。
- 3 障がいに対する理解と共生社会の実現
障がいがある人に対する差別解消、及び障がいに対する理解の促進、並びに手話の普及促進を図ります。
- 4 障がい福祉サービス基盤の整備
障がいがある人の支援者がいなくなった後も町内での生活を継続できるよう、障がい者グループホームの整備を推進します。

■施策の成果指標

標名	算出方法	現状値	目標値
障がいのある人の自立支援や社会参加の促進の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		25.9%	35.0%
地域活動支援センター利用者数	地域活動支援センター利用者数	(H26)	(H37)
		14人	20人
障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある障がい者の割合	障がい福祉計画アンケート集計結果による「ある」、「少しある」の割合	(H26)	(H37)
		53.7%	45.0%以下
居住系基盤整備率	障がい福祉サービスの施設入所及び共同生活援助利用者のうち町内施設等の利用者の割合（保健福祉課調べ）	(H26)	(H37)
		29.8% (17/57)	50.0% (30/60)

第4節 高齢者福祉

■現況

本町の住民基本台帳による高齢化率は、平成26年度末で35.5%となっており高齢化が進んでいます。

また、平成22年国勢調査では65歳以上の就業者数は401人（65歳以上の人口の19.0%）、65歳以上の独居世帯は396世帯（世帯全体の12.8%）、75歳以上の夫婦のみの世帯は178世帯（世帯全体の5.8%）となっています。

65歳以上の要介護認定者数は、平成26年度末で515人、そのうち要介護3以上の重度の要介護者は177人となっており、介護保険申請に至る原因疾患として認知症の増加が著しく、介護認定者全体の18%を占めています。

町内の高齢者向けの住宅・施設等については、高齢者向け住宅3施設19床、

養護老人ホーム 2 施設 100 床、認知症グループホーム 2 施設 18 床、重度の要介護者向けの特別養護老人ホームは 1 施設 50 床となっています。

■課題

団塊の世代が今後高齢期を迎えるため、高齢化率は平成 37 年には 40.4%と更なる高齢化の進行が予想されています。このため、高齢になっても生きがいを持って地域活動に参加し働き続けることができる場の確保が求められています。また、独居高齢者や支援できる家族が近隣にいない高齢世帯の増加、後期高齢者の増加に伴う要介護者の増加も見込まれていることから、高齢者福祉サービスの充実及び介護予防の充実が必要です。

更には、65 歳以上の要介護認定者数は、平成 37 年度には 656 人と 141 人の増加、そのうち重度の要介護者は 218 人と 41 人の増加が見込まれています。また、今後も認知症の高齢者が増えることが予想されることから、認知症に対する理解を深め、地域で見守る体制づくりや重度の要介護者の増加に備えた特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 町内に居住する 65 歳以上の高齢者 ・ 在宅の高齢者を介護等する者
意 図	・ 高齢者が生きがいを持って、出来る限り在宅で生活できる体制を作るため、高齢者福祉の充実を図る。
結 果	・ 高齢者が生き生きと、また出来る限り要介護状態に陥ることなく住み慣れた家庭や地域で暮らすことが出来る町づくりを目指す。

■主要施策

1 生きがいづくり、地域交流の推進

高齢者が地域活動に参加し働き続けることができる場を確保します。

2 介護予防の推進・在宅生活支援体制の整備

要介護状態に陥ることや認知症予防を図りながら、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう介護予防対策の強化を推進します。

また、独居高齢者等や認知症高齢者が安心して在宅で生活できる福祉サービスの充実を図ります。

3 介護サービス基盤等の整備

10年後の要介護者や認知症高齢者の増加に対応した基盤（地域包括ケアシステム）の整備を推進します。

4 介護保険財政の健全な運営

介護保険サービスの適正な利用を推進するため、制度の仕組みのPRや、介護給付費適正化事業を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
高齢者への福祉制度や施設などの充実の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		29.9%	35.0%
高齢者事業団利用数	町内の高齢者事業団の登録者数	(H26)	(H37)
		87人	100人
認知症サポーター養成者数	認知症サポーター養成講座受講者数	(H26)	(H37)
		延べ932人	延べ1,450人
要介護認定率	65歳以上の人口から要支援、要介護認定の認定を受けた者の割合	(H26)	(H37)
		23.1%	30.5%以下
介護給付費	介護保険サービス1件あたりの介護給付費	(H26)	(H37)
		68千円	96千円以下

第2章 保健・医療の充実

第1節 健康づくり

■現況

町民の主たる死因は、平成 21～25 年の 5 年間の統計で 1 位がん、2 位心疾患、3 位脳血管疾患となっています。がんの部位別死亡数は 1 位肺がん、2 位大腸がん、3 位胃がんとなっています。

本町の特定健診受診率は 4 割程度にとどまっており、十勝管内では中位にあります。特定健診では高血圧有病率は 32.7%で、十勝管内では上位にあたり、糖尿病が疑われる、もしくは糖尿病である診断指標の血糖コントロール不良者の割合も十勝管内で高い方となっています。

「新得町の地域福祉に関する意識調査」（平成 24 年）によると、健康づくりに関して充実してほしいことは「受けやすい集団検診」が全体の約 35%を占めています。

町民の食事調査の結果、脂肪の基準値を超えている人は男性で 50%、女性で 75%でした。また、塩分摂取量は、1 日当たりの目標値より 1 グラム以上多い方が 6 割を占め、野菜摂取量も目標値である 350 g より 100 g ほど不足しています。こうした状況を踏まえ、平成 26 年 3 月に町民の健康状態を分析し、施策をまとめた健康増進計画を作成しています。

感染症や伝染病は、個々人の感染が身体に影響するだけではなく、集団感染による病原菌のまん延が多くの人々の健康に影響を及ぼします。インフルエンザ予防接種は高齢者で約 50%、小児～高校生では 80%以上が接種しています。

■課題

がんや生活習慣病の早期発見・悪化防止・死亡率低下のために、検診の受診啓発や受診しやすい検診体制の整備など、各種検診の受診率向上のための対策を推進することが必要です。

また、町民の食生活の現状から「減塩」、「脂肪の摂取量を減らす」、「野菜の摂取量を増やす」など、より健康的な生活習慣で暮らすことができるように健康や栄養の対策を推進していくことが必要です。

感染症や伝染病予防対策としては、より多くの町民が必要な対策をとること

によりまん延防止につながるため、個人ができる予防としての手洗いと咳エチケットなどの普及の他、適切な時期に必要な予防接種を接種できる体制づくりが重要です。

■施策の方針

対 象	・ 全町民、国保加入者（40 歳から 74 歳）、後期高齢者（75 歳以上）
意 図	・ 自ら健康な生活を継続する知識と生活習慣を身につける環境を作り、病気の発症と重症化を予防する。
結 果	・ 町民が、健康で長生きできる期間である「健康寿命」を延ばすことにより、住み慣れた地域の中で高齢になっても健康に暮らすことができる町づくりを目指す。

■主要施策

- 1 特定健診、各種がん検診受診率向上への取り組みの充実
自らの健康状態を知り、生活習慣病の予防や悪化の防止に取り組めるように、「受けたくなる健診」への取り組み、健康教育、広報活動などを推進します。
- 2 健康づくり事業、食育施策の推進
町民が、自らの健康状態や悪化のリスクを知ることで、生活習慣の改善につなげることができるよう、各種健康や栄養に関する講座などの取り組みを進めます。
- 3 感染症予防への体制の整備
感染症や伝染病の予防やまん延防止のため、予防接種や検診受診勧奨、個人予防の推進を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
特定健診受診率	特定健診受診者	(H24)	(H37)
		39.4%	60.0%
75才未満の死亡率の減少	がん死亡数 標準化死亡比(SMR)	(H20~22)	(H37)
		35.4%	30.0%以下
75才未満の死亡率の減少	脳血管死亡数 標準化死亡比(SMR)	(H20~22)	(H37)
		22.9%	20.0%以下
75才未満の死亡率の減少	心疾患の死亡数 標準化死亡比(SMR)	(H20~22)	(H37)
		32.7%	25.0%以下
高血圧有病率	特定健診	(H24)	(H37)
		32.7%	25.0%以下
血糖コントロール不良者の割合	特定健診	(H24)	(H37)
		0.5%	0.4%以下

第2節 医療対策

■現況

町内における医療機関は、医科で3医院が開設しており全て民間が経営主体です。歯科医院は新得地区で3カ所、屈足地区では平成25年12月から1ヶ所再開し合計4カ所で診療が行われています。

休日・夜間診療確保対策としては、清水赤十字病院に平日夜間243日、土曜・日曜116日、年末年始6日の委託をしています。帯広厚生病院は十勝の三次救急医療機関として高度な設備を備えており、町民は専門的な医療や治療を受けています。

医療関係者、町民、行政で構成された「新得町地域医療介護懇話会」において、町の医療と介護についての課題の共有と連携の場を設け、地域医療ネットワークを形成しています。

トムラウシ、新屈足地区の通院手段の確保として、「患者輸送車運行」を年間53回延べ142人が利用しています。

■課題

高齢化により、医療や介護の必要な町民が増加しますが、特に屈足地区には身近に医療機関が無ければ通院に支障をきたす町民が増えると考えられます。

安心した在宅での暮らしの継続には、医療や介護など命に密着するサービスが切れ目なしに提供されるよう連携する事が大切です。

■施策の方針

対 象	・ 全町民、医療機関
意 図	・ 町民が安心して医療にかかることができる体制の整備。
結 果	・ 町民が暮らし慣れた地域で、安心して健康に生活を継続することができる町づくりを目指す。

■主要施策

1 町民が安心して診療を受けられる医療体制の整備を図ります

限られた地域の人材と資源を十分に活用しながら、在宅医療推進に向けた医療体制の確保、屈足地区の医療の確保、医療機関との連携、休日・夜間の救急医療体制の継続などを推進していきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
保健・医療の充実の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H25)	(H37)
		16.2%	35.0%

第3節 医療費助成

■現況

医療費助成事業は、就学前の乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障がい者を対象に行っています。また、平成20年度からは小学生の医療費助成、平成24年度からは中学生の医療費助成を行っています。

(1) 乳幼児医療費助成事業

①対象者

満6歳になった年度の3月31日まで（就学前）の乳幼児

②助成内容

医療費に係る自己負担分の全額助成

③助成額の推移

年 度	助成額（円）	助成件数（件）	対象人数（人）
平成22年度	9,061,912	4,940	297
平成23年度	8,835,963	4,812	306
平成24年度	8,576,163	4,760	318
平成25年度	6,896,862	4,495	302
平成26年度	8,467,912	4,550	301

(2) 小中学生医療費助成事業

①対象者

小学生、中学生（卒業月末まで）

②助成内容

医療費に係る自己負担分の全額助成

③助成額の推移

年 度	助成額（円）	助成件数（件）	対象人数（人）	備 考
平成22年度	4,631,680	597	290	小学生
平成23年度	4,714,650	536	284	小学生
平成24年度	6,222,775	740	417	小中学生
平成25年度	5,614,390	669	415	小中学生
平成26年度	5,637,670	628	404	小中学生

(3) ひとり親家庭等医療費助成事業

①対象者

18歳未満(学生などで扶養されている場合は20歳未満)の児童のいる母子、父子世帯など(所得制限あり)

②助成内容

- ・町道民税課税世帯：自己負担分のうち、1割分を控除した額
- ・町道民税非課税世帯：自己負担分のうち、初診時一部負担金を控除した額

③助成額の推移

年 度	助成額(円)	助成件数(件)	対象人数(人)
平成22年度	1,986,166	793	143
平成23年度	2,656,379	785	145
平成24年度	2,004,652	891	153
平成25年度	1,834,041	1,012	149
平成26年度	9,175,929	753	141

(4) 重度心身障がい者医療費助成事業

①対象者

身体障がい者1級、2級、内部障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障がいに限る)の3級及び知的障がい者(一部条件あり)、精神障がい者1級

②助成内容

- ・町道民税課税世帯：自己負担分のうち、1割分を控除した額
- ・町道民税非課税世帯：自己負担分のうち、初診時一部負担金を控除した額

③助成額の推移

年 度	助成額(円)	助成件数(件)	対象人数(人)
平成22年度	35,454,019	10,971	406
平成23年度	32,731,467	10,939	412
平成24年度	36,868,228	11,151	401
平成25年度	29,957,162	11,404	389
平成26年度	33,720,185	11,558	367

■課題

道費補助事業及び町単独助成事業として引き続き実施していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・町内在住の就学前の乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障がい者、小中学生
意 図	・医療費の自己負担分を助成することで健康維持、福祉の増進、子育て支援を図る。
結 果	・対象者の健康維持、福祉の増進、子育て支援の充実。

■主要施策

- 1 重度心身障がい者、ひとり親家庭に対する医療費助成
道費補助事業により医療費の自己負担分を助成し、健康維持と福祉の増進を図ります。
- 2 乳幼児、小中学生に対する医療費助成
道費補助事業と町単独事業により医療費の自己負担分を全額助成し、子育て支援を図ります。

第 3 部

地域とつながり郷土が育む
心豊かな人づくり

第1章 学校教育

■現況

今日の学校教育には、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知・徳・体をバランス良く育てた「生きる力」が大切です。

特にこれからの社会では、知識・技能重視の偏った学力ではなく、それを活用することまでを大切にした学力「活用する力」が求められています。

第8期総合計画策定に向けた町民アンケート結果によると、学校施設や学校教育について大きな不満は無いものの、学校施設整備や学校教育の充実は重要と考えており、更なる充実が求められています。

<小中学校教育>

- 1 小中学校における学校教育では、全町教育の理念に基づき、児童生徒の学力においては基礎・基本の定着や家庭学習の習慣化を図り、豊かな人間性を育むために、児童生徒それぞれの個性や可能性を伸ばす教育を目指しています。また、豊かな自然環境を生かした体験活動、保護者や地域住民の協力による多様な教育活動など、町内各小中学校が地域性を生かしながら特色ある教育活動を実践しています。
- 2 教材備品の充実では、授業効果を検証しながらニーズに対応した整備を実施しており、近年では町内小中学校全学級に書画カメラ（実物投影機）を整備しました。
- 3 学校施設の耐震化対応は完了していますが、学校施設及び設備の老朽化が見られ、安全で快適な学習環境の提供のため、計画的に改修・修繕を実施しており、概ね順調に進捗しています。
- 4 近年、特別支援学級で学ぶ児童生徒が増加傾向にあり、町による学習支援員を3校に5人配置し対応しています。
- 5 学校施設から自宅までが遠距離にある児童生徒に学習環境を提供するため、スクールバス等の通学支援を6路線で行っています。

6 トムラウシ地域でより充実した教育を実践するため、富村牛小中学校山村留学事業を実施しており、平成 26 年度は全校児童生徒数 15 人のうち、山村留学生は 4 家庭 7 人を受け入れています。

7 児童生徒のいじめや不登校などの問題行動については、普段からの見守りの他、発覚した際には速やかに解消を図るべく、随時関係機関との連携により教育指導などの対応を行っています。

＜教職員研修等＞

1 教職員の研修として校内研修、公開授業、各種研修会に参加し、教職員の資質向上を図っています。

2 現在 40 戸を管理している教職員住宅は、約 8 割が築 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。児童生徒数の減少による将来の必要数を鑑み、修繕・改修を基本に住環境の充実を図っています。

＜高校教育＞

1 平成 30 年度末で北海道新得高等学校の閉校が決定し、町内に普通科の高等学校が無くなることから、町内での高等教育を取り巻く環境に大きな変化が予想されます。

2 平成 27 年度に高等学校に進学した町内中学生 40 人のうち、新得高等学校に進学した生徒は 6 人で全体の 15%にとどまり、その他 85%の生徒は町外の学校に進学しました。

町外の高等学校に進学を希望する生徒数が、町内にある新得高等学校に進学を希望する生徒数を大きく上回るのは、新得高等学校の平成 29 年度募集停止が決定する以前から続いている傾向となっています。

＜特別支援学校＞

北海道教育委員会では、平成 28 年 4 月から新得高等学校の空き教室を利用し、特別支援学校を設置する計画を進めています。

＜学校給食＞

学校給食では、児童生徒に対して良質な食材の選択とバランスのとれた食教育の提供に努めています。

■課題

<小中学校教育>

1 児童生徒数の減少による影響

町の人口は、2つの調査機関（「国立社会保障・人口問題研究所推計」と「日本創成会議推計」）によると、2040年（平成52年）には、2010年に比べ約4割程度減少するとの推計が示されています。

年代別の「5歳から14歳」の人口においても同様に、約4～5割程度の減少と推計されています。

児童生徒数は現在も徐々に減少しており、平成25年度では複式学級の設置校は富村牛小中学校のみでしたが、平成26年度から屈足南小学校で複式学級が1学級設置され、平成28年度にはさらに1学級増となることが予想されています。

児童生徒数は、学校の教育活動のほか教育環境の整備、教職員数など学校教育における各項目に影響がありますが、学校教育を取り巻く環境の変化に応じて充実した教育環境を提供していく必要があります。

2 確かな学力、体力・運動能力の向上～各種全国状況調査の結果分析、課題に対する対策

（1）全国学力、学習状況調査

児童生徒の基礎、基本的な知識や技能の確実な定着、学ぶ意欲の向上を図るための授業の改善や学習環境の整備、家庭学習の習慣化などにより確かな学力の向上を図る必要があります。

（2）全国体力、運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の体育の授業のほか、スポーツ少年団や町民大学等の社会教育活動を通じて運動の楽しさや喜びを実感し、積極的に運動に取り組む意欲や態度の育成が必要です。

3 全町教育を取り入れた小中学校の教育活動の充実

小中学校における教育については、毎年人事異動によって変わる教職員へ新得町の全町教育を含めた教育理念の浸透を図り、速やかに実践する体制が必要です。

各学校それぞれが学校の教育理念及び地域性を考慮した学校教育方針に基づく学校運営を行い、また、全地域住民が学校教育に参画する体制を推進するため、地域に開かれた信頼される学校づくり、特色ある学校教育の推進を図っていく必要があります。

4 学校教育環境（施設、設備、備品、教育活動）

- (1) 施設、設備の老朽化への対応は、安全な教育環境の提供を心がけ、計画的に実施していますが、建物の補強や改築のほかに、屋内体育館の照明などの非構造部材の更新、学校グラウンドでは排水・土壌改修などの再整備、校務用及び児童生徒用のパソコンについては情報セキュリティの観点からOSのサポート期間終了を意識した計画的な更新を行う必要がありますが、莫大な事業費が必要なため、緊急性等を考慮しながら計画的な対応が必要です。
- (2) 教材備品の充実では、文部科学省がタブレット型パソコンや電子黒板を用いたICT教育（情報コミュニケーションを活用した教育）について提案しており、今後さらにその動きが進むことが予想されますが、教職員の活用スキルや児童生徒への教育効果、多額の費用が予想されることなどを検証した上で導入を検討していく必要があります。
- (3) 特別支援学級の児童生徒への対応については、北海道負担による教職員定数配置教員のほかに、町による学習支援員を配置していますが、近年、特別支援が必要な児童生徒数が増加傾向にあり、学校は幼児期教育や生活を所管する町発達支援センターなど関係機関との連携を強化し、該当児童生徒の教育をサポートする体制をつくる必要があります。
また、いわゆるグレーゾーンの児童生徒に対しての教育についても配慮が必要であるため、日頃から教職員の資質向上を図っていく必要があります。
- (4) 山村留学事業は、地域の核となる富村牛小中学校において充実した教育を実践しており、将来的に予想される地域の児童生徒数の減少など、教育環境の変化に応じた山村留学の受け入れを検討しながら継続していく必要があります。
- (5) 学校施設から自宅までが遠距離である児童生徒に学習する環境を提供するため、現状のスクールバス代行による通学支援が効果的であると考えており、継続して実施する必要があります。
- (6) 平成26年度に新得小学校で実施した「土曜授業」については、全町教育の理念から学校が児童に対し土曜日を有意義に過ごす環境を提供することを目的としたもので、確かな学力・豊かな心・健やかな体などの「生きる力」、体験活動を通じての成功体験など、教育的効果が期待できます。
今後、町内全小中学校で実践するためには、実践する学校、町教委が中心に検討を進め、保護者、町民の協力を得ながら実施していく体制の構築が必要です。
- (7) 近い将来、小学校における外国語授業の必修化が予定されており、今後、より国際化社会に適応できる人材育成を意識した教育が求められることから、英語指導助手の小中学校派遣により、授業の充実を図る必要があります。

5 児童生徒のいじめや不登校などの問題行動

児童生徒のいじめや不登校などの問題行動については、予防的観点から日頃より児童生徒それぞれの状況を、教職員、保護者など関わるすべての人で見守るなどの体制を構築し、発生した際には関係機関との連携強化を図り、早期発見と早期の適切な対応により速やかに解消を図る必要があります。

<教職員の研修及び教職員住宅>

- (1) 研修の成果を短期間で測ることは難しいため、長期的な視点をもって引き続き継続的に実施する必要があります。また、町内の児童生徒に対してより効果的な学習方法を検討している「町教育研究所」機能のさらなる充実強化を図ることが教職員の資質向上に効果的です。
- (2) 教職員住宅は、児童生徒数の減少による将来の必要数を鑑み、修繕、改修を基本に住環境の充実を図っていますが、老朽化の限界が来ている住宅については、民間活力の活用も視野に、新築を検討していく必要があります。

<新得高等学校振興策、大学等進学者支援>

- (1) 新得高等学校の存続を目指し実施してきた各種振興策については、校風や支援策の浸透、魅力発信の一定の効果があつたと考えています。
平成28年度の入学生が最後の募集となり、平成30年度末をもって北海道新得高等学校が閉校となりますが、各種振興策については、閉校を迎える時まで継続して実施していきたいと考えています。
- (2) 町民が大学や専門学校等に進学する際に支援する入学資金の貸し付けについては、就学時の保護者負担を軽減する目的から、引き続き継続的に運用を図る必要があります。

<新得高等支援学校振興策>

新得高等学校の空き教室を利用し、平成28年4月に開校する新得高等支援学校については、「十勝で生きる」を最大のテーマとし、将来にわたり生徒、保護者が安心して生活できるための準備、更には、町内で社会人として生活できるような支援策を講じる必要があります。

<学校給食>

昭和59年の改築以来30年が経過し、計画的な施設の改修と備品の更新を実施しており、設備の面では衛生管理基準に適合していますが、老朽化及び衛生管

理の面から計画的な施設の改善と備品の更新が必要です。

また、多様化する保護者からの食育等への要望に対応していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 町内の小中学生及び保護者、新得高等学校生徒及び保護者 ・ 大学・専門学校等に進学する町民 ・ 開校予定の特別支援学校生徒及び保護者、実習受入等の協力団体
意 図	子ども達に充実した教育環境を提供する。 ・ 新得町児童生徒の人材育成 ・ 教育環境の整備 ・ 保護者経済負担の軽減 ・ 児童生徒の心身の健全な発達のため、学校給食の普及充実
結 果	・ 学校教育を取り巻く環境の変化に対応し、新得町の子どもたちが心豊かに育つ環境の整備を目指す。

■主要施策

1 確かな学力、体力・運動能力の向上

- (1) 授業の改善や学習環境の整備、家庭学習の習慣化などの対策を通じて、確かな学力の向上を図ります。
- (2) 学校の体育授業のほか、スポーツ少年団や町民大学等の社会教育活動により、運動の楽しさや喜びを実感する環境を提供し、体力・運動能力の向上を図ります。

2 全町教育を取り入れた小中学校の教育活動の充実

全町教育の理念、地域性を考慮した学校教育方針、学校運営を行い、地域に根ざした開かれた学校として、特色ある学校教育の推進を図ります。

3 学校教育環境の充実

学校教育を取り巻く環境の変化に応じて、充実した教育環境を提供します。

4 児童生徒のいじめや不登校などの問題行動の解消

教職員、保護者、関係機関が連携し、発生予防、早期発見と早期対応により問題行動の解消を図ります。

5 教職員の研修及び教職員住宅の充実

- (1) 教職員に各種研修の場を提供し、資質の向上を図ります。
- (2) 教職員の住環境の充実のため、教職員住宅の修繕、改修を実施するとともに、老朽化した住宅については、将来的な必要数を勘案し、民間活力の活用も視野に新築を検討します。

6 新得高等振興策、大学等進学者支援

新得高校（普通科）の閉校まで振興策を継続します。また、大学、専門学校等に進学時の経済的支援のため入学資金の貸し付けを継続実施します。

7 特別支援学校振興策

- (1) 通学バスを運行します。
- (2) 学校や地元企業での実習など、特別支援学校の振興に関する支援を実施します。
- (3) 学校給食を提供します。

8 学校給食の充実

- (1) 子どもたちの健康保持増進を目指し、良質な食材の選択と手作りを基本としたバランスのとれた安心・安全で美味しい給食の提供に努めます。
- (2) 衛生管理基準に適合した施設を維持するため、計画的な施設の改修と備品を更新します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
学校経営に対する評価満足度	児童生徒の保護者対象にアンケート調査を実施	(H26)	(H37)
		未実施	70.0%
学校施設整備や学校教育の充実の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		26.7%	50.0%

第2章 社会教育・芸術文化・文化財

第1節 社会教育・芸術文化・文化財

■現況

<町民大学>

本町の社会教育は、幼児から高齢者に至るまでの生涯の各時期にわたる学習ニーズや地域に根ざした課題、現代的な課題の解決に向けた学習の要請に応える機会を提供する「新得町民大学」を継続して開講しており、平成26年度実績として教養・教育文化学部は14講座、男性72名、女性239名、保護者6名、延べ2,402名が受講したほか、健康・スポーツ学部は19講座、男性120名、女性272名、保護者28名、延べ3,219名、マイプラン講座6講座、男性4名、女性92名、延べ96名、プール講座16講座、男性532名、女性658名、保護者53名、延べ9,195名で、全学部合わせて延べ14,816名が受講しました。

<少年教育>

少年教育では、自然体験等の豊かな体験活動が子どもたちの健全育成に必要な要素であることから、町民大学の少年対象講座に45名の児童・生徒が参加しています。

交流事業は、姉妹町である宮崎県五ヶ瀬町との少年少女使節団交流事業をこれまでに14回実施し、204名の児童・生徒が参加しているほか、西部十勝で実施している野外活動体験研修事業に小中学生13名（平成26年度実績）が参加しています。

<青年教育>

青年活動は、平成25年度からの3カ年事業として実施した上士幌・鹿追・新得の3町による青年交流事業に延べ28名の青年が参加したほか、平成26年に実施した町民有志による新得町開拓劇「北飛翔Ⅱ」に多くの青年が参加しました。

<高齢者教育>

高齢者教育は、町民大学「寿教室」に男性15名、女性81名、延べ1,070名（平成26年度実績）の受講があり、高齢者の生涯学習の推進並びに生きがいづくり

として大きな効果を上げています。

＜芸術文化＞

芸術文化では、町民による実行委員会を組織して芸術鑑賞事業に主体的に取り組んでおり、町民からの要望や時代のニーズに応じた優れた音楽・芸能等を鑑賞する機会を提供することにより、町民の文化活動の活性化及び文化意識の向上を図っています。

また、優れた芸術に触れる機会として、児童・生徒を対象とした芸術鑑賞並びに音楽ワークショップの機会を設定しているほか、定期的に海外から著名な演奏家を招へいし、普段、クラシック音楽に親しむ機会の少ない町民に国際レベルの音楽に触れる貴重な機会を提供しています。

＜文化財＞

文化財に関しては、平成 24 年度に「文化財の保護に関する条例」を制定したことにより、住民にとっての貴重な財産である文化財の保護に向けた体制を整備し、平成 26 年度現在で 3 件の文化財を指定しています。

さらに、旧新内小学校に収蔵していた郷土資料を旧上佐幌小学校を改修して移転するなど、文化財の保存・活用に向けた取り組みを推進しています。

＜公民館＞

社会教育の中心的施設である公民館は、昭和 47 年の建築から相当年が経過しており、施設・設備の老朽化が進んでおりますが、必要に応じて順次改修・更新工事等を実施しており、平成 26 年度実績で 1,862 件 31,382 人と多くの方に利用していただいています。

■課題

- 1 核家族化や生活リズム、スタイルの多様化が進んだことにより、子どもがテレビ・ゲーム・インターネット・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などの「間接体験」に多くの時間を割いており、実際に触れた人とかかわり合う「直接体験」が不足しています。
- 2 社会教育活動をはじめ、各種事業に携わる人の多くが高齢化してきており、これからの新得町を担う若い人材の育成が急務であります。
- 3 公民館は必要に応じて改修・更新工事等を実施していますが、基本構造が古く、かつ利用者の高齢化や障がい者への対応など、各所に改善が必要な箇所が見られます。

- 4 郷土の歴史を次の世代に受け継いでいくために、町の歴史に対する興味・関心を持ち、理解を深めてもらうことが必要です。

■施策の方針

対 象	・ 児童・生徒 ・ 青年（概ね 40 歳以下） ・ 公民館利用者 ・ 全町民
意 図	・ 未来の社会を担う青少年に文化、自然体験をはじめとした様々な体験活動の機会を意図的・計画的に創出する。 ・ 町の未来を担う人材を育成するため、青年層の交流・学習活動の充実を図る。 ・ 施設・設備の老朽化並びに町民のニーズを的確に把握し、適切な時期に施設・設備の改修・更新を実施する。 ・ 有形・無形を問わず町の歴史を語る上で貴重な財産を後世へと伝承していく。
結 果	・ 興味・関心、意欲を高めるとともに、社会性や豊かな人間性を兼ね備えた青少年の育成を目指す。 ・ 自ら課題意識を持って行動することができ、各種事業・施策に携わることのできる青年の育成を図る。 ・ 公民館の利用環境の改善により、利便性の向上と地域活動の活性化を図る。 ・ 郷土の歴史に対する理解を深め、ふるさとに愛着や誇りを持つ気持ちを醸成する。

■主要施策

- 1 自然体験をはじめとした直接的な体験活動を実施します。
異年齢や町外・友好都市との交流事業を充実します。
- 2 青年同士が交流できる場の設定や青年に対する学習機会を提供します。
- 3 公民館の外部・内部改修並びに備品の整備を進めます。
- 4 郷土の歴史理解に対する啓発活動と情報の発信を行います。
町の歴史遺産の保存・伝承を行っていきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
青少年の体験活動への参加者の増加	参加者数により算出	(H26)	(H37)
		45 名	300 名
町公民館利用の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		未実施	70.0%

第2節 図書館、陶芸

1 図書館

■現況

町立図書館は、1978 年(S53)の開館以来、町民の文化的水準の向上や知的欲求の高まりに裏付けされ、人口減にも関わらず、10 年前と比較すると利用者数、利用冊数ともに 1.2 倍(15,858 人→19,186 人、63,500 冊→76,046 冊)に増加しており、人口 1 人当たりの貸出冊数も 10 冊以上と道内でも高い利用水準にあります。

遠方の利用者および学校等には移動図書館車を巡回させ、平等な利用機会を提供しています。平成 24 年度には「新得町子どもの読書活動推進計画(5 年)」を策定し、保育所、幼稚園、小中学校への団体貸出しや学校図書館環境改善事業などを通じて、子どもの読書活動の推進と図書館利用の促進を図っています。また、年間を通して様々な催しを企画、開催し社会教育施設としての役割を果たしています。

■課題

築 37 年を経過し、経年劣化による施設の老朽化が進んでいるため、適切な維持管理と修繕が必要となっています。図書館資料の貸出しを受けるための利用登録者数は年々増加していますが、人口に対する割合は 30%に満たず、図書館

利用拡大に向けた、さらなる取り組みが必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・本町の特性をとらえ、町民の資料要求に応える資料収集を効果的・効率的に行い、町民の読書を推進し、学習を豊かなものとする豊富な蔵書を備える。 ・日々の暮らしや仕事、地域の特性やまちづくりなど、地域の課題に応える情報を提供・発信する。 ・学校との連携を強化し、学校図書館の充実に向けた支援を行う。 ・郷土資料を収集・保存し、未来へ継承する。
結 果	・町民のニーズに応えることができる豊富な蔵書と情報体系を構築する。 ・暮らしや仕事、地域の問題解決に役立つ図書館を目指す。 ・学校・家庭・地域を結び、地域教育力の向上を支える図書館を目指す。 ・郷土の歴史と特性を大事にし、豊かな町民文化を創造する図書館を目指す。

■主要施策

- 1 安心・安全な社会教育施設として施設、設備の計画的な改善を図ります。
- 2 町民に役立つ図書館として図書館サービス、図書館事業の充実を図ります。
- 3 学校及び学校図書館との連携を進めるとともに、支援体制の強化を図ります。
- 4 子育て支援事業（ブックスタート）を推進します。
- 5 大活字本や録音図書などを収集し、障がい者・高齢者への支援を推進します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
住民一人当たりの貸出冊数	貸出冊数÷人口	(H26)	(H37)
		11.2冊	15冊
登録者率	登録者数÷人口	(H26)	(H37)
		22.4%	35.0%

2 陶芸

■現況

受講生の希望により、初心者講座から、電動ろくろ講座など 9 つの陶芸講座を開設しています。また、各小中校において陶芸の体験教室、わすれん塾においてのリハビリ教室なども開かれており、小中学生から高齢者、地域住民の生きがい対策や生涯学習の場となっています。

■課題

開設から 30 年が経過し、受講生も高齢化しており、新規受講希望者も減少傾向にあります。特産品としての価値が薄れ、作品や粘土の売り払いが減少しています。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 受講者ニーズを把握し、講座内容の充実を図るとともに、陶芸体験を通して生きがい対策や生涯学習につなげる。
結 果	・ 高齢者や地域住民の生きがい対策として福祉の向上や生涯学習の場として内容の充実を図っていく。

■主要施策

- 1 高齢者や地域住民の生きがい対策、生涯学習の場として、講座内容の充実を図ります。
- 2 地域住民の要望等を聞き、新規講座や体験教室などを実施します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
各種陶芸講座受講者	同 左	(H26)	(H37)
		49 人	65 人

第3節 スポーツ

■現況

自主的なスポーツ活動団体として、広く町民を対象に活動している団体が社会教育登録団体として登録されています。その中には「町体育連盟加盟団体」、「未加盟団体」、子ども達の活動団体として「スポーツ少年団本部加盟団体」があります。

社会教育登録団体は平成 18 年度で 43 団体、1,469 人であったものが、平成 26 年度では 40 団体、1,301 人となっており、3 団体・168 人の減少となっています。人口の減少とともに地域で活動できるスポーツの種類・範囲が狭まってきた状況です。

また、高齢化の進行により、主体的にスポーツ活動に関わっていただいた方の世代交代が進む中、指導的立場に新たな人材が求められています。

＜町民大学スポーツ学部＞

多種多様なスポーツ活動の体験ができるよう実施している「町民大学スポーツ学部」ですが、受講状況は、平成 18 年度と平成 26 度を比較すると、講座数も増やしていますが、受講数も 6,886 人増加の 15,291 人となっており、多くの

町民にスポーツを楽しんでもらう機会を提供しています。

＜社会体育施設＞

町内スポーツ施設の利用状況を平成 18 年度と平成 26 年度を比較すると、利用人数は町民体育館や武道館、町営温水プール、芝生ランニングコース、スキー場などは増加傾向、スポーツ芝生広場は横ばい傾向が見られますが、パークゴルフ場 2 施設（サホロリバーサイド、屈足レイクサイド）は減少が続いています。

これは、競技人口の減少や町内だけではなく町外からの利用者の減少も大きく影響しています。

―各施設利用人数―

単位：千人

施 設 名	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19
町民体育館	18.9	19.5	18.6	16.2	17.4	16.6	18.5	13.8
武道館	5.0	8.2	5.1	4.2	3.9	6.3	3.6	4.3
サホロリバーサイド パークゴルフ場	12.0	13.6	13.8	14.0	14.5	22.4	20.6	24.2
屈足レイクサイド パークゴルフ場	2.1	2.6	3.3	2.8	－	－	－	－
スポーツ芝生 広場	11.2	9.4	8.9	8.8	10.3	10.8	15.7	15.2
芝生ランニン グコース	3.0	2.7	3.4	1.9	1.6	1.5	2.0	2.0
町営温水プー ル	32.0	33.2	34.4	32.3	31.6	27.9	26.8	25.7
新得山スキー 場	155.4	81.2	149.1	143.5	123.3	126.4	92.7	75.8

＜スポーツ合宿の里事業＞

実業団等のスポーツアスリートの合宿を積極的に迎え、また各種大会の誘致等の活動をしている「スポーツ合宿の里事業」は、一流の選手に触れ合える機会を創出し、各スポーツへの興味を持ち、より多くの方がスポーツに取り組む機会を拡大することと、「スポーツツーリズム」の観点から町外の多くの方を地域に呼び込み、地域の活性化を図ることを目的に実施しています。

平成 26 年度は 33 団体 1,151 人、宿泊数にすると延べ 4,187 泊の合宿、また全道中学校駅伝競走大会などの大会やイベント誘致により、多くの来町者を呼

び込み地域経済等の活性化にも寄与しているところです。

＜フロアカーリング＞

新得発祥のスポーツである「フロアカーリング」は、幅広い世代同士が気軽に取り組むことができ、かつ年代に関係なく競うことができるスポーツで、町民大会、十勝大会、全国大会を開催し、町内外の愛好者の拡大と交流を推進しています。

現在、フロアカーリングの普及拡大のため、日本フロアカーリング協会の全国組織化の取り組みが進められているところであり、全国の登録団体は25団体（H26.年度末）ですが、より多くの愛好者団体の加盟を促進すべく体制強化を目指しています。

■課題

体育連盟加盟スポーツ団体やスポーツ少年団活動を含めた各種スポーツ団体において、団体数の減少と団体員数の減少が進んでいます。

これらの原因としては、直接的には町全体の人口減少とそれに伴う児童生徒数の減少があります。また、高齢化が進むことで、新たな会員が入らないスポーツ団体では減少が顕著になってきています。

こうした状況は、今の団体活動を縮小させるとともに、多様なスポーツ活動の展開を阻害する大きな課題となっています。

活動の拠点となる各種スポーツ施設は維持改修に努めていますが、施設設置年度を見て分かれるとおり、全体的に老朽化が進んでいます。

（設置から年数の経過している主な施設）

町民体育館	昭和 49 年度設置（昭和 61、63 年度内部改修）
武道館	平成元年度
新得運動公園	
多目的広場	昭和 49 年度（平成 12 年度改修）
町営球場	昭和 44 年度（平成 14 年度改修）
テニスコート	昭和 44 年度
屈足公園	
自由広場	昭和 50 年度
テニスコート	昭和 54 年度
新得山スキー場	
リフト	平成元年度（第 2 リフトは休止継続中）

また、パークゴルフ場やランニングコース、スポーツ芝生広場、温水プールなど比較的新しい施設においても 15 年以上が経過しているため、大きな維持補修が必要になってきます。

パークゴルフ場など利用者・収入が大幅に減少している施設については、維持管理の見直しを含めた検討が必要になってきます。

スポーツ活動の拠点となる各施設を安心して使用していただくため、安全性を維持しつつ、いかに効率的な維持管理を行っていくかがますます重要になってきています。

■施策の方針

対 象	・ 全町民 ・ 町内で活動するスポーツ団体 ・ スポーツ団体以外の任意の活動、団体
意 図	・ 町民の健康で元気な体づくりを目指すため、自主的なスポーツ活動が維持発展できる環境づくりを進める。
結 果	・ スポーツを通じた、健康で元気なまちづくりと地域の活性化を図る。

■ 主要施策

1 スポーツに取り組むきっかけづくりと支援

- (1) 児童生徒・成人・高齢者など年代別に、また、多種多様な各種スポーツを選択でき気軽に参加できる機会を創出します。
- (2) 町内で開催するスポーツ教室や競技大会の場で一流の競技選手と触れ合える機会を創出します。
- (3) 町内のスポーツ団体の活動を支援し、多くの町民が参加できるような環境づくりを推進します。

2 現在取り組まれているスポーツ活動の継続、発展

- (1) スポーツ団体の指導者・リーダー、審判等の育成を支援します。
- (2) 活動の拠点となる、各スポーツ施設の効果的な維持管理・運営、サホロリバーサイド運動広場拡張整備を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
スポーツ・レクリエーション活動の推進の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		21.0%	50.0%
体育施設の充実の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		25.1%	50.0%

第3章 全町教育

■現況

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知・徳・体をバランスよく育てた「生きる力」が大切です。特にこれからの社会では、知識・技能重視の偏った学力ではなく、それを活用することまで大切にした学力「活用する力」が求められています。

新得町では、児童生徒が興味・関心や学習意欲を高め、自発的・能動的な学習によって得られる「あと伸びする学力」を「真の学力」と称してその育成を目指しています。

「真の学力」とは「知識、技能」だけではなく、「学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力、健全な心と体」を兼ね備えたものと位置づけ、「真の学力」を育成するためには「人や自然との交流」や「豊かな体験活動」が有効です。

全町民で協働して子どもの「真の学力」向上を目指す活動を行い、また、活動を通して「大人の自分育て」を図る全町教育活動を推進しています。

■課題

「第8期総合計画策定に向けた町民アンケート」における全町教育の推進に対する重要度は、47.0%が「非常に重要」または「重要」としており、また、「普通」と回答した方が36.6%であることから、町民の約8割の方が、全町教育

の理念、活動に一定の理解があると考えています。

一方、満足度においては、「満足」または「まあ満足」との回答は24.4%に留まり、また、「わからない」との回答も22.1%に上ることから、全町民が協働して、子どもの「真の学力」向上を目指すため学校、家庭、地域それぞれに「全町教育」の理念の浸透を図り、活動を推進する土壌の整備が必要です。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 幼児期から小中学校、高校教育のあらゆる時期において、学校のみならず地域社会も含め、全員で新得町の子どもたちを新得町教育として「全町教育」の一貫した考え方で育てていくことで、子どものみならず大人を含めた町民の人材育成につなげていく。
結 果	・ 子どもの「真の学力」の向上による豊かな人づくりを目指す。 ・ 全町教育活動を通じた地域人材の育成による地域コミュニティの活性化を図る。

■主要施策

- 1 全町教育の理念を普及・浸透させることにより、「地域の子どもたちを地域で守り育てる」という意識の高揚を図ります。
- 2 学校教育活動や社会教育活動において、地域の人材を積極的に活用することにより、子どもたちに豊かな体験活動と様々な人とのふれあいを経験させます。
- 3 町民が自ら課題意識をもち、その解決に向け、自主的・主体的に活動できる場を提供する中から、今後の町づくりに参画できる人材の育成を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
全町教育の推進の重要度	町民アンケート結果による「非常に重要」、「重要」の割合	(H26)	(H37)
		47.0%	65.0%

全町教育の推進の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合 「わからない」の割合	(H26)	(H37)
		24.4%	50.0%
		22.1%	0%

第 4 部

町民が安心して生き生きと働ける
賑わいのある産業づくり

第1章 農 業

第 1 節 力強い担い手育成と経営支援

■現況

本町の農家戸数は、平成 26 年現在で 121 戸であり、平成元年の 266 戸と比較し 25 年間で 145 戸の減少となっています。

道総研中央農業試験場の農家戸数予測では 2025 年にはさらに減少し、48 戸と予測されています。また、後継者等については経営主が 40 代以下若しくは 50 代以上で若手農業者がおり、長期営農が見込まれる経営体は、酪農で約 65%、畑作で約 45%となっています。

農業の担い手育成のため、平成 8 年にレディースファームスクールを設立し、これまでに町内へ 31 名の担い手を輩出しているほか、新たに「研修農場」を設立し、一層の担い手育成・確保のための取り組みを進めています。

農業経営については、将来への持続的発展のため、必要な経営体質の強化に向けて、有利な制度資金の活用や利子補給等の支援を行っています。

また、当町の特産品である「そば」については、作付けの安定化を図っています。

■課題

農業の担い手不足の解消を図るとともに、新規参入希望者の確保・育成・定着までの仕組みについて明確化する必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 認定農業者、農業従事希望者等
意 図	・ 意欲ある担い手の確保・育成を図る。 ・ 農業技術や農業の魅力を伝え、職業として選択し得る環境を整備する。 ・ 付加価値の高い農作物生産や経営改善に対する支援により、農業情勢が不透明な中でも勝ち抜いていける強い生産基盤を整備する。

結 果	・ 農家戸数や農業従事者の確保により、農業の持続的発展を図るとともに、経済活性化・農村コミュニティの活性化等を目指す。 ・ 農作物の高付加価値化による地域活性化を目指す。
-----	--

■主要施策

- 1 関係機関と連携し、生産技術や作業効率の向上を目指した支援体制作りを推進します。
- 2 経営基盤強化等のため、関係資金の借入に伴う利子補給を継続します。
- 3 担い手確保のためのレディースファームスクールを継続して運営するとともに、修了生の町内への定着率向上に向けた取り組み等、女性の農業参入を支援します。
- 4 新規参入者や従業員確保のための研修農場設立について、農業担い手育成確保支援協議会を中心に運営方法等を確立します。
- 5 「農業」の魅力を実感してもらう機会を提供するほか、6次産業化等農畜産物の高付加価値化に向けた支援を行います。
- 6 当町の特産品である「そば」について、生産量確保のための体制づくりを行います。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
新規就農者数	就農者数調査により検証	(H26)	(H37)
		0名	3名
そば作付け面積	農業経営基本状況調査	(H26)	(H37)
		250ha	350ha

第2節 農地の流動化と利用集積

■現況

現在の町内の農地面積は、5,227ha でこのうち町内の農業者 124 戸（認定農業者 101 戸（H27.4.1 現在）と非認定農業者 23 戸）の農地面積合計は 5,060.8h となっています。また、町内農地 5,227ha のうち認定農業者 101 戸（農地面積 4,847.3ha）への農地集積率は 92.7%となっています。借地率については認定農業者で 28.2%（個人 31.3%、法人 23.3%）となっています。

○農地の内訳

	町内農業者			非農業者	町外 農業者	計
	認定 農業者	非認定 農業者	小 計			
戸 数	101	23	124	16	9	149
面積 (ha)	4,847.3	213.4	5,060.7	76.0	90.2	5,226.9

○町内農業者の農地の内訳（認定農業者 101 戸、非認定農業者 23 戸 計 124 戸）

営農別	経営区分		戸数	経営農地 面積(ha)	平均農地 面積(ha)	内借地 面積(ha)	借地(%)
畑作	認定 農業者	個人	39	1,399.7	35.9	421.1	30.1
		法人	9	577.4	64.2	184.7	32.0
	非認定農業者		12	76.4	6.4	11.4	14.9
酪農	認定 農業者	個人	31	1,441.1	46.5	466.0	32.3
		法人	8	1,015.8	127.0	239.0	23.5
	非認定農業者		5	101.1	20.2	5.1	5.0
畜産	認定 農業者	個人	5	120.7	24.1	40.3	33.4
		法人	9	292.7	32.5	16.1	5.5
	非認定農業者		6	35.9	6.0	0	0
再掲	認定 農業者	個人	75	2,961.5	39.5	927.4	31.3
		法人	26	1,885.9	72.5	439.8	23.3
		小計	101	4,847.4	48.0	1,367.2	28.2
	非認定農業者		23	213.4	9.3	16.5	7.7
合計			124	5,060.8	40.8	1,383.7	27.3

※備考

- ・法人構成員が法人に賃借している農地については、自己所有地とした。
- ・農業公社から借り入れている農地は、購入予定であるため自己所有地とした。

■課題

1 自己所有地率の向上

農地の自己所有化に伴って財産価値意識が高まり、基盤整備が進められることによって農地の生産性が向上し、経営の安定化につながるが見込まれますが、非農家が所有する農地の所有意識が高いケースもあり、農地の自己所有率の向上における課題の一つとなっています。

2 分散作圃の解消

より効率的な農業経営を進めるためにさらなる農地の集積が求められていますが、過去の経緯及び圃場の条件など様々な要因が分散作圃解消の妨げとなっています。

■施策の方針

対 象	・ 農業者
意 図	・ 適切な農地管理による、持続的かつ効率的な経営推進のための基盤強化を進める。
結 果	・ 農地のさらなる優良化と耕作放棄地を生まないバランスの取れた農地管理を目指す。

■主要施策

1 農地の自己所有率の向上

- (1) 関係機関（町、農協、普及センター等）と協議の上、農地の将来像を示します。
- (2) 農業者、農地所有者へ農地保有合理化事業、中間管理機構事業各種事業などを周知し、農地の流動化を促進します。
- (3) 農地を所有している農業者以外の方への農地所有の意向確認を行います。

2 分散作圃の解消

- (1) 分散作圃の解消に向けた農業者の意向確認を行います。
- (2) 町独自の農用地売買事業制度を構築します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
農地の自己所有率	所有地面積／経営面積	(H26)	(H37)
		72.2%	85.0%

第3節 農業生産性の向上と基盤整備

■現況

本町の畑作は、農業者の高齢化や労働力不足等が影響し、平成24年～26年までの「小麦」、「ばれいしょ」、「豆類」、「てん菜」の作付割合をみると、約1/2が小麦の作付け（3年間の4品目の作付面積平均1,317haに対し、小麦作付面積は610ha）となっており、輪作体系が崩れる傾向にあるとともに、連作障害による品質や収量への影響が懸念されます。

畜産においては、飼養頭数が増加しているものの、輸入飼料及び配合飼料の高騰の影響により経営が圧迫されています。このため自給飼料確保のための適正な草地更新、バイオガスプラントにおけるメタン発酵後の消化液の有効利用などにより、良質な粗飼料の確保とともに、粗飼料の経費軽減に努めるなど、経営の安定化に向けた対策を進めています。また、家畜ふん尿処理対策としてもバイオガスプラントは効果的であり、嫌気性発酵後の消化液は、ほぼ無臭であり環境対策にも有効です。

家畜伝染病の発生及びまん延は、畜産・酪農業の経営に大きな損害を与えるため、予防措置と発生の際の迅速な対応に努めています。

農業基盤整備は、農産物の生産性向上や農作業効率の改善に大きく関わるものであり、未整備農地を中心に排水対策、除礫などの事業を行っています。

■課題

農業者の高齢化や労働力不足が進むにしたがって、畑作の輪作体型が更に崩れ、連作障害等による収益性の低下が予想されます。また、安定した農業経営を持続するためには、生産の根幹である農地の基盤整備を進め、農地条件の均一化、農作業の効率化、生産性や品質の向上を図っていく必要があります。

酪農・畜産の経営安定化のために、良質な自給飼料の確保を図る必要があるほか、家畜伝染病の発生予防、まん延防止のため家畜衛生対策を引き続き講じていくことが必要です。

■施策の方針

対 象	・ 認定農業者等
意 図	・ ロボット技術などの導入による効率的な生産技術の確立や農地基盤整備による農畜産物の生産性向上を推進する。 ・ バイオ資源の有効活用等による環境に配慮した農業を推進する。
結 果	・ 農業生産基盤の強化による農業経営の安定化と地域農業の持続的発展を目指す。

■主要施策

- 1 関係機関と連携し、農業の生産性や収益向上を図るため、畑地や草地の整備をはじめ、道路整備等の生産基盤の整備を進めます。
- 2 酪農、畜産における乳質向上や家畜衛生対策の充実を図るとともに、経営の安定化を目指します。
- 3 自然環境の保全に資する農業を推進します。
- 4 農畜産物における有害鳥獣対策の強化を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
小麦・ばれいしょ・豆類・てん菜の作付割合の適正化	農業経営基本状況調査による	(H26)	(H37)
		小麦 46% てん菜 18%	小麦 39% てん菜 25%
自給飼料	牧草（収量 t × 70 円） デントコーン （収量 t × 50 円）	(H26)	(H37)
		907,090 千円	1,090,405 千円
生乳生産額	組勘、乳検データ、生乳出荷実績等により算出	(H26)	(H37)
		4,011 百万円	4,513 百万円

第2章 林 業

■現況

本町の町有林を含む民有林面積は 10,020ha であり、そのうちカラマツ・トドマツを主体とした人工林は 5,720ha、人工林率 57%となっています。これは、全道平均の 37%を大きく上回っていますが、森林所有者の高齢化や林業従事者の担い手不足などを背景に、森林施業意欲が減退しています。

民有林における造林は、直近の 10 年間では平成 20 年に施業された 95ha をピークに、平成 26 年は 57ha と減少傾向にあり、伐採後に再造林が行われない造林未済地が増加傾向にあります。

森林の多面的機能に配慮し、平成 22 年から未立木地の公有林化を進めており、これまで 23ha を購入しカーボンオフセット活用型森林づくりによる植樹を行うなど、森林の多目的活用や理解促進につなげています。

また、森林が果たす公益的機能を発揮するため、森林整備計画に沿った適切な施業を行っており、森林資源の有効活用（間伐材搬出）のため、平成 22 年から路網の整備も計画的に行っています。

林業経営の安定化のため、林業管理・経営を担う林業事業体や特用林産物生産

者に対して、就労支援や貸付金などの支援を行っていますが、高齢化や季節雇用による生活の不安定要素もあり、林業の担い手育成や経営基盤の整備を進めていく必要があります。

■課題

森林所有者や林業従事者の高齢化により造林面積が減少し、将来的に森林施業量が減ることで林業・木材産業の衰退につながってきます。

私有林は個人の財産ではありますが、森林は自然環境や景観、地球温暖化に与える役割など公益的機能を有しており、その機能を将来にわたって維持するため、森林所有者の造林に対する理解を得ていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 森林所有者 ・ 林業事業体
意 図	・ 「伐採後の再造林」が確かなサイクルとなるよう、造林への支援体制を充実するとともに、未立木地の公有化により造林面積の増加を図る。 ・ 関係機関と連携し、林業担い手の育成を図る。
結 果	・ 将来にわたり森林資源が循環し、持続可能な森林経営により、健全な森林の育成と林業・木材産業の発展を目指す。

■主要施策

- 1 将来にわたり持続可能な森林資源の循環がなされるよう、造林への支援を行います。
- 2 森林の多目的活用の理解を深めるため、町民が自然と触れ合う活動を進めます。
- 3 森林の健全な育成と資源の有効活用のため、計画的な施業と路網整備を進めます。
- 4 経営基盤の強化を図るため、就労支援及び関係資金貸付を継続します。

5 林業の担い手育成のため、関係機関と連携し研修体制の整備を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
民有林伐採後の再造林面積	町有林再造林面積＋未来につなぐ森づくり推進事業面積	(H26)	(H37)
		57ha	90ha
町有林間伐面積	町有林施業調べ	(H26)	(H37)
		15ha	40ha
一般民有林路網密度	一般民有林面積に対する林道、林業専用道、基幹作業道の割合	(H26)	(H37)
		5.8m/ha	6.5m/ha

第3章 商工業

■ 現況

本町の事業所数は、平成 18 年には 399 事業所であったものが、平成 26 年には 378 事業所に減少しています。

交通機関の発達により商業圏・生活圏が拡大し、高級品・耐久消費財のみならず、日用品・食料品においても購買力が町外へ流出する傾向にあり、商店数の減少に伴って中心市街地には空き店舗が目立ちます。

工業は豊富な森林資源を背景とした木材工業が主体でしたが、経済状況の変化に大きく影響を受け、長期に低迷が続いています。事業所の数も減少の一途をたどり、平成 25 年には 13 事業所が操業するのみとなり、新規の企業誘致も厳しい状況にあります。

町内の事業所における従業者数は、平成 18 年には 3,132 人でしたが、平成 26 年には 3,052 人に減少しており、労働環境や雇用条件の改善、労働者の福利厚生の実現を図る必要があります。

■ 課題

商工業の振興と労働者の雇用や所得の確保、若者の定住といった課題の解決に向け、地域の基幹産業である農林産業と商工業との連携強化を図り、1次産業・2次産業・3次産業が互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、新しい商品やサービスの開発・提供、販路開拓等を推進し、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進する必要があります。

■ 施策の方針

対 象	・ 事業者、労働者、関係団体
意 図	・ 地元の産品を使用した製品の生産から販売までを行うことによる産業振興を図る。 ・ 産業関係団体と連携した産業振興を促進する。 ・ 商工業の活性化による労働者の雇用を促進する。
結 果	・ 商工業の活性化による、雇用の増加を図り、地域活性化を目指す。

■ 主要施策

1 商店街活性化

- (1) 町外への購買力の流出抑制のため関係機関と連携して、魅力ある商店街づくりを進めます。
- (2) 中心市街地の賑わいを呼び戻すため、駅前広場の再整備を進めます。

2 産業振興対策

- (1) 地元産品の高付加価値化に向け、商工業者・農業者の連携促進と地元産品を利用する町内企業の育成を促進します。
- (2) 各融資制度や補助を活用した商工業の経営安定による町内産業の振興を図ります。
- (3) 町内への企業進出を促進するため、魅力ある環境づくり及び効果的な情報発信を行います。

3 雇用・労働対策

労働環境や雇用条件、労働者の福利厚生の実現を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
工業出荷額等	工業統計調査により検証	(H14～H25)	(H26～H36)
		361,567 万円	400,000 万円
事業所数	経済センサス（基礎調査）により検証	(H26)	(H37)
		378	400

第4章 観 光

■現況

本町は、大雪山国立公園や日高山系を背景にトムラウシ山や佐幌岳、狩勝高原など豊かな自然環境に恵まれています。さらに、北海道のほぼ中央に位置し、JR新得駅や国道38号線を有するなど、交通アクセスにも恵まれています。

しかし、町内を訪れる観光客の特徴として、スキー客を中心とした冬期の観光（12～3月の4ヶ月間）が年間の来町観光客全体の67%を占め、さらには、冬のリゾート利用客を除いたほとんどが通過型（全体の86%）となっており、通年の安定的な観光客誘致には至っていません。同時に町内を訪れる観光客のうち、道外客は全体の22%にとどまっており、年々増加する日本への海外観光客もターゲットにした新たな観光客誘致が求められています。

■課題

本町には豊富な観光資源（自然・景観・食・歴史・体験・施設）がありながら、観光客の効果的な誘致にはつながっていない理由として、（1）国内外に向けた効果的・戦略的なPR不足、（2）多様化するニーズに対応するための、各観光資源を複合的に組み合わせた観光パッケージの不足が考えられます。

これらの課題を解決することにより道外、国外からの安定的な通年の観光客誘致につながることを期待されます。

■施策の方針

対 象	・ 観光関係事業者と商工業者及びその従事者
意 図	・ 観光客の増大と観光産業の活性化及び町内経済への波及。
結 果	・ 観光客が多く訪れる活気ある町づくりを目指す。

■主要施策

1 情報発信及びPR

- (1) 観光協会や観光案内所の充実強化を図ります。
- (2) 景観や食を中心とした観光素材の情報を発信していきます。
- (3) 街中の案内サイン・飲食店のメニューなどにも外国語表記を推進するとともに海外へ向けたプロモーションなど外国人観光客誘致活動を継続し、観光客の増加に結びつけます。
- (4) 観光情報の発信や休憩など気軽に立ち寄れる道の駅の整備を進めます。

2 観光資源の効果的活用

- (1) 観光施設の一つになるよう狩勝高原園地の再整備を推進します。
- (2) 観光資源としてサホロ湖の遊漁振興を継続します。
- (3) 新そば祭りをはじめとしたイベントの充実を図り、観光地としての魅力を発信します。
- (4) 旅行会社と連携しながら新たな観光ルート構築に結びつけます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
観光客数の増大	観光客入り込み調査結果	(H26)	(H37)
		1,076 千人	1,291 千人
宿泊客の増大	観光客入り込み調査結果	(H26)	(H37)
		140 千人	260 千人

道外観光客の増大 (外国人客)	観光客入り込み調査結果	(H26)	(H37)
		237 千人	387 千人

第 5 部

豊かな自然と快適な生活を送れる
安らぎのある地域づくり

第1章 効率的な土地利用の推進

第1節 町有土地利用の推進

■現況

宅地分譲については、平成26年度末で「しらかば台」、「旧保健所跡」、「上サホロ」、「栄町」、「新緑」の5団地19区画を販売しているところですが、思うように進んでいないのが現状です。しらかば台団地においては、平成6年に60区画の分譲を始め、現在は8区画を販売中ですが、過去10年間で1区画の分譲にとどまっています。

販売を促進するため、この間、しらかば台団地は平成23年度に分譲価格を引き下げたほか、上サホロ団地としらかば台団地については平成23年度から3年間、子育て世代を対象とした助成制度を導入しましたが、助成実績はありませんでした。

また、町有施設の老朽化や廃止により、利用していない町有建物の取り壊しを進めてきましたが、既存分譲地の販売を優先的に進めてきたため、その後の利用計画のない町有地の売り払いも進んでいない状況となっています。

■課題

本町においても人口の減少に伴い、民有地の空き地が増加してきています。

また、地価については下落し続けており、本町の分譲地よりも中心地に位置する民有地などが安価で取り引きされています。こうした背景もあって分譲地の販売が思うように進んでいません。

しらかば台団地は、中心地から離れているうえ、分譲できていない区画は特に利用しにくい不整形地となっており、マイホーム建設用地としては敬遠される傾向にあって分譲開始から20年が経過しても完売していません。

■施策の方針

対 象	・ 宅地分譲地、遊休町有地
-----	---------------

意 図	・ 宅地分譲地の完売を図る。 ・ 遊休町有地の解消を図る。
結 果	・ 町有地の適正な利活用を進める。

■主要施策

1 宅地分譲地

- (1) 分譲地の分譲条件の見直しや新たな販売方策に取り組みます。
- (2) しらかば台団地は、宅地分譲以外の新たな利活用について検討を進めます。
- (3) 第2新緑団地については、住宅用太陽光発電システム導入助成制度を継続して実施します。

2 遊休町有地

利用計画のない遊休町有地の利活用計画の検討を進め、効率的な町有地の維持管理に取り組みます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
既存分譲地の残区画数	同 左	(H26)	(H37)
		19 区画	0 区画

第2節 都市計画・用途地域

■現況

本町の都市計画区域は727haで、その内、293.3haが建築基準法に基づき建物の用途が制限される、「用途地域」として定められています。

都市計画整備を進めていくための都市計画マスタープランは、平成25年度に

策定し、都市づくりの目標や主要プランの推進プログラムを設定しています。

■課題

少子高齢化や町外への流出により人口が減少し、空き家、空き地の点在が目立つようになっています。

また、市街地中心部の空き地に住宅が建築されつつありますが、比較的、土地を求めやすい市街地の外縁部にも住宅を建築するケースもあり、市街地中心部の空洞化を抑制していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民、町内居住者、移住希望者、観光客
意 図	・ 「住んでいて良かった」「住みたい」「また、訪れたい」と思われるような魅力のある町づくりを推進する。
結 果	・ コンパクトでにぎわいのある市街地の形成を目指す。

■主要施策

新得町都市計画マスタープランに基づいた市街地形成を推進しつつ、その時々懸案事項に対応できる柔軟な都市計画を目指し、必要に応じた見直しを検討していきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
新得が住みよいと考える人の割合	町民アンケート結果による「非常に住みよい」、「住みよい」の割合	(H26)	(H37)
		48.8%	55.0%

第2章 道路網の整備・河川対策

第1節 道路・河川、道路維持

■現況

<道路>

本町の町道は、1級、2級、その他の路線合わせて平成26年度末現在、353路線、延長443km、橋梁138橋となっており、改良率は56.9%、舗装率は49.4%となっています。

町内には国道が1路線、道道は7路線あり、一部未供用、未整備区間がありますが、緊急輸送路とされている路線については、近隣市町村を結ぶ重要な役割を果たしています。

道路整備では、国道、道道の整備、改修について、国道の冬期間の地吹雪・防雪対策、交通安全対策のほか、追加インターチェンジの設置と道道によるアクセス道路整備、十勝岳火山噴火災害に備えた町道の道道昇格、道路整備等、交通安全対策に加え、未整備区間の早期整備に向けた取り組みを進めています。

<河川>

町管理の普通河川は164河川、739.3kmであり、国管理の1級河川は1河川、道管理の2級河川は22河川となっています。

河川整備では、浸水被害防止を目的とした佐幌川未整備区間の早期実施、道管理河川の維持管理に加え、土砂災害防止を目的とした治山事業による砂防事業の実施、自然環境に配慮した魚道整備事業の実施等を国及び道へ要望しています。

<街路事業>

新得市街を東西に立体交差で通行が可能な南2丁目アンダーパスは、冬期間のロードヒーティング及び排水処理にポンプ場を備えていますが、整備後約22年を経過していることから、車道排水施設、ヒーティング電気設備等の点検、更新が必要な時期となっています。

平成6年頃から進めてきた簡易舗装実施路線においては、20年以上が経過し、一部の路線で排水不良や舗装破損が見られるため、改修・補修工事が必要となっています。

都市計画道路の整備は、5路線、6,280mのうち、2路線1,480mは整備を完了しており、整備率は38.1%となっています。それ以外の3路線のうち910mは整備を行っていますが、3,890mは未整備となっています。

＜道路・河川維持＞

近年の異常気象が原因で、集中豪雨による道路冠水、土砂崩壊、河川氾濫、大雪、地吹雪などの災害が危惧され、また、大規模地震、火山噴火等の災害も予想されます。

町民の命はもとより、日常生活に大きな影響を及ぼす自然災害を最小限とするために、道路排水管、河川支障木、土砂除去等の維持管理に加え、町民との協働による道路、河川清掃の継続、橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修事業の実施及び点検強化、道路補修点検の実施結果に基づく車道や歩道の改修工事、冬期除排雪作業の効率化に向けた車両の更新を進め、併せて省エネルギー対策と維持管理費軽減対策として、計画的な街路灯整備を継続して行っています。

町の造成地における団地内道路は、昭和50年代に造成を進めてから約40年が経過していることから、2団地において老朽化が進んでおり改修が必要です。

■課題

国、道への要望については、交通安全対策や道道昇格による整備促進に加え、自然災害による町民の生命を守るために、早期の道路交通網整備、河川整備が必要となりますが、今後も継続的な取り組みを進めて行く必要があります。

町道の車道や歩道の補修及び改修事業は、歩道の改修に合わせて車道の舗装補修、街路灯の省エネタイプへの交換を行うこととして進めますが、市街地における補修、改修の必要な路線は今後も増加することが見込まれます。

また、町道整備は改良・舗装工事の実施から、改修・補修工事が主体となることから、新設改良・舗装工事实施による改良率及び舗装率は伸びない状況となります。

道路清掃、河川清掃は町民の協力が必要ですが、地域、町内会で協力者や参加者が固定あるいは減少の傾向にあり、一部では実施されない地域もあります。

街路計画路線については、昭和50年の計画決定から未着手のまま40年が経過している路線があります。

■施策の方針

対 象	・ 町民、町内居住者、町外からの移住者、観光客
意 図	・ 生活道路等としての歩道、車道を整備し、歩行者や車両に安全で安心な交通を確保する。 ・ 命と安全を守るための除雪体制を構築し、降雪や地吹雪等の交通傷害を軽減するなど冬期間の円滑な交通を確保する。 ・ 都市間交通網及び観光道路を確保するため、未改良、未舗装路線の整備を促進する。 ・ 異常気象、自然現象による災害被害防止のため、道路・河川の適切な維持管理を行う。
結 果	・ 今後の高齢化社会、時代変化に対応し、安全で安心な道路網の整備とコンパクトで賑わいのある市街地を形成する。

■主要施策

1 安全、安心な交通確保に向けた対策

- (1) 老朽化した車道、歩道、道路付属施設の改修、補修、更新工事を実施します。
- (2) 道路及び施設等の長寿命化対策を実施します。
- (3) 南2丁目アンダーパスの改修、更新事業に着手します。
- (4) 若草、栄町団地内道路の改修を進めます。
- (5) 冬道の安全安心な交通の確保のために除雪体制を充実し、除雪や排雪の効率化に向けた除雪機械の更新を進めます。

2 主要道路網の整備促進と災害に強い町づくりに向けた対策

- (1) 国、道への懸案事項、要望事項の実現に向けた取り組みを進めます。(IC設置、IC線整備、道道昇格、河川整備等)
- (2) 道路、河川環境の整備を進め、災害被害防止に向けた対策と適切な維持管理を行います。

3 地籍、道路、道路施設等の一元化に向けた取り組み

- 地籍、道路台帳等のデータベース化を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
改良率・舗装率	町道認定路線における改良、舗装延長の割合	(H26)	(H37)
		改良率 56.9% 舗装率 49.4%	改良率 57.8% 舗装率 50.3%
長寿命化修繕計画に基づく実施橋梁数	計画策定に基づき、橋梁数、事業費比較	(H26)	(H37)
		実施設計 2 橋 補修工事 0 橋	実施設計 9 橋 補修工事 6 橋
都市計画路線整備	計画路線数、延長における整備比較数	(H26)	(H37)
		整備路線 4 延長 2,390m	整備路線 4 延長 2,390m
街路灯省エネルギー率	総街路灯数、省エネルギー照明灯設置率	(H26)	(H37)
		街路灯数 325 省エネ率 24.1%	街路灯数 811 省エネ率 58.9%

第 2 節 交通機関

■現況

コミュニティバス「そばくる」は平成 25 年 10 月から運行を開始しており、平成 26 年度の 1 日あたりの平均乗車人数は積雪のない期間（4 月～11 月）で 23 人、積雪のある期間（12 月～3 月）で 28.5 人でした。また、同時に生活バス路線運賃助成を行ったことにより、新得一屈足間でコミュニティバスと路線バスが相互利用され、結果として、路線バスの乗車人数が 10%程度増えるなど相乗効果も現れています。

新得における追加 IC については、整備実現に向けて継続的に関係機関と具体的な協議を進めています。

■課題

コミュニティバスについては、利用に慣れていない方に対しての利用促進を図るとともに、傾向とニーズを把握し、より利便性の高い公共交通としていく必要があります。

また、生活バス路線は、マイカーの普及や少子化に伴う学生の減少などにより、利用者が減少傾向にあることからバス会社の経営を圧迫しているとともに、国庫補助路線としての維持が厳しくなっています。

利用者の減少は他の沿線自治体も含めて路線維持に影響があるため、利用者増に向けた工夫が必要です。

追加 IC の整備実現に向けては、引き続き関係機関と協議を進め、設置に関する課題を解決していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 交通弱者（生活交通路線） ・ 観光客、町内商工業者、高速道路利用者（追加 IC）
意 図	・ 高齢者など自家用車を持たない町民の移動手段を確保する。 ・ 追加 IC の設置については、利便性の向上とともに経済面などで広域的な効果が期待さる。
結 果	・ 町民が生涯にわたって、交通に不便を感じない地域を目指す。 ・ 産業や観光など、高速道路ネットワークの恩恵を享受できる地域を目指す。

■主要施策

1 生活交通路線の維持確保

- （１）生活バス路線の維持対策を継続するとともに、利用者増に向けた取り組みを進めます。
- （２）コミュニティバス運行の利用促進を図り、町民の生活の足を確保します。
- （３）地域内交通手段の評価及び今後のあり方についても検討します。

2 高速道路追加 IC の整備実現

新得に追加インターチェンジの整備実現のための取り組みを継続して進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
コミュニティバス年間乗車人数（早朝便含めず）	月別利用者データの集計（4～3月）	（H26）	（H37）
		7,314 人	8,045 人
公共交通機関の充実の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	（H26）	（H37）
		21.1%	25.0%

第3章 上下水道の整備

■現況

<上水道>

本町の水道は市街地を給水区域とする上水道と、農村部を給水区域とする簡易水道に分けて維持管理を行っています。

上水道は新得・屈足両市街に供給し、昭和40年から3度にわたる拡張により、計画人口普及率は88.3%で、区域内に居住する方の98.7%が利用しています。また簡易水道事業は4つの農村部の給水区域からなり、屈足郊外地区・北新得地区は昭和58年に、狩勝地区は平成4年に整備され、上佐幌地区の営農用水は平成15年からの3か年の事業により浄水場、管路とも更新しました。これにより農村部のほぼ全域に供給しており、計画人口普及率は63.1%ですが区域内に居住する方の91.2%が利用しています。

新得浄水場は昭和 40 年と 46 年に整備しましたが、施設の老朽化に伴い平成 25 年度に耐震診断を実施しそのほとんどが更新対象となったため、改築更新に向けての計画を進めています。

水道事業と簡易水道事業については、法の改正により事業統合が必要となったため、平成 29 年度から統合します。

<下水道>

本町の下水道は新得市街、屈足市街の 2 処理区で維持管理を行っています。

新得処理区は昭和 61 年から供用を開始し普及率は 99.1%、屈足処理区は平成 7 年から供用を開始し普及率は 96.6%となっており、区域住民のほとんどに利用されています。

処理施設は老朽化が進んでいるため、平成 23 年度から長寿命化計画を策定し、老朽機器の更新や改修工事を行っています。また、平成 27 年度より終末処理場の耐震診断を実施し、その後幹線管路の耐震診断も行います。

水道・下水道料金については、平成 27 年 10 月より約 10%の値上げを行っていますが、施設整備と経営安定のため定期的に検証を行っています。

■課題

安心で安全なライフラインを安定的に維持するため、老朽施設の更新や耐震化など災害に強い施設整備を進めるとともに、上下水道事業の健全経営を目指していく必要があります。

老朽化していく施設整備費の増大に反して人口減少による料金収入の減少が予想され、定期的な検証が必要です。

■施策の方針

対 象	・ 水道、下水道の利用者
意 図	・ 「安心」、「安全」なライフラインを確保するため、老朽化施設の耐震化と長寿命化を促進する。
結 果	・ 生活に欠かせない上下水道の「安心」、「安全」なライフラインを確保する。 ・ 経済的な維持管理に努めるとともに、定期的に料金体系を検証し、安定的な経営を維持する。

■主要施策

- 1 浄水場の改築および耐震化の促進
施設の再構築及び耐震補強により、水道がいつでも安定供給できる安全な施設を構築します。
- 2 漏水調査による不明水対策の継続実施
漏水の早期発見・修理により、安定供給と有収率の向上に努めます。
- 3 終末処理場の長寿命化及び耐震化の促進
施設設備の延命化及び耐震補強により、下水道処理機能を適正に維持します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
浄水場の耐震化率	整備施設数÷総施設数 対象施設数 13	(H26)	(H37)
		0%	100%
漏水対策による有収率の向上	有収水量÷総排水量	(H26)	(H37)
		上水 84.1% 簡水 75.1%	86.1%
終末処理場の耐震化率	整備施設数÷総施設数 対象施設数 7	(H26)	(H37)
		0%	100%

第4章 快適な住環境等の整備

第1節 住宅

1 町営住宅

■現況

平成27年2月末現在の町営住宅等の戸数は679戸となっており、内訳は町営住宅556戸、特公賃住宅40戸、町単独住宅40戸、定住促進住宅43戸であります。

このうち耐用年数を超えている戸数は292戸、また、耐用年数の1/2以上経過している戸数は467戸となっております。

公営住宅等長寿命化計画に基づき建て替え、改修事業を進めていますが、新進団地建て替えは平成33年までに102戸、北進団地建て替えは平成38年までに54戸を計画しています。

平成26年度より、今後において長期の活用見込みのある住宅を中心に、入居率と利便性向上のため、給湯設備、キッチン、浴室などの改修を実施しています。

■課題

今後の人口推移や世帯構成に見合った、良質で利便性の高い公営住宅の供給が必要です。また、国庫財源を活用した管理戸数の確保や計画的な維持補修を進める必要があります。

■施策の方針

対 象	・住宅困窮者及び低額所得者
意 図	・住宅困窮者及び低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と福祉の増進に寄与する。

結 果	・ 住宅困窮者等が安心して暮らせる住環境整備を図る。
-----	----------------------------

■主要施策

- 1 老朽化による建て替え事業については継続的に進めていきます。
- 2 既存の住宅は長寿命化計画に基づく適切な維持補修を行い、長寿命化を図るとともに、必要戸数の適正な管理を行います。
- 3 町営住宅の団地の集約化と団地内の空き地を活用した住宅整備を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
必要管理戸数	コーホート要因法	(H26)	(H37)
		679 戸	600 戸
建替戸数	公営住宅等長寿命化計画	(H26)	(H37)
		新進団地 49 戸/102 戸 48.0%	新進団地 102 戸/102 戸 100%
		北進団地 6 戸/54 戸 11.1%	北進団地 50 戸/54 戸 92.6%

2 民間住宅

■現況

本町の人口は、平成 17 年国勢調査では 7,243 人でしたが、平成 22 年国勢調査時には、6,653 人に減少しています。また、人口構成をみると、65 歳以上の老年人口が 31.7%を占め、高齢化が進んでいるのが現状です。

本町では、住居の不足等により町外へ人が流出することを防ぎ、町内への定住を促進する対策として、平成 12 年度に定住住宅建設促進要綱を創設し、平成 26 年度までに民間活力により 63 棟 270 戸の賃貸住宅が建設され、現在もほぼ満室状態を維持しています。

また、住宅の新築などに対してお祝い金を交付する、持家等住宅建築促進制度を創設し、定住の促進と空き地の解消を図っています。

■課題

人口対策や地域コミュニティの維持に向け、子育て世帯のニーズに応えられる間取や機能を備えた住宅の整備が求められ、子育て世帯を呼び込むための確にニーズを把握する必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 町内に居住を希望する者。特に 2 世代、3 世代家族（住環境の整備）
意 図	・ 「住みやすい」「住んでみたい」住環境を整え、町内への定住を促進する。
結 果	・ 定住人口の増加、子育て世帯の増加につなげ、活力ある町づくりを目指す。

■主要施策

- 1 安心して住み続けられる住環境の形成を図ります。
- 2 人口減少の抑制を図り、定住人口の増加を目指すための住環境の整備を進めます。
 - (1) 民間活力による雇用促進のための住宅整備を進めます。
 - (2) 新築住宅を建築した方へ奨励金を交付する持家住宅制度を継続します。
 - (3) 子育て世帯のニーズを研究・把握し、子育て世帯の定着率向上にむけた取り組みを進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
人 口	国勢調査における人口	(H22)	(H37)
		6,653 人	5,600 人
生産年齢人口	国勢調査における 15 歳～64 歳の人口	(H22)	(H37)
		3,849 人	2,840 人

3 空き家対策

■現況

町の景観の維持や防犯対策を図るため、平成 12 年度に廃屋解体撤去事業補助制度を創設し、平成 26 年度までの 15 年間で延べ 234 件、272 棟の廃屋の解体撤去を促進してきました。

また、空き家を有効活用し景観・環境の維持と住居の確保を目的とした空き家活用促進制度も創設し、住環境の向上と定住化も推進しています。

平成 24 年度に行った町内の空き家の簡易調査では、新得市街地で 74 件、屈足市街地で 58 件、合計 132 件が確認されています。

空き家問題は全国的な課題となっており、国の施策において「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 26 年 11 月に公布され、危険な空き家の対応について市町村の権限が明確にされました。

しかし、所有者が特定できない空き家や、相続人がいない空き家については依然として対策がないのが現状です。

■課題

廃屋の解体や空き家の有効活用を進めているものの、町内には空き地・空き家が未だ点在しており、今後も高齢化・人口減少が進むにつれ、増加することが予想されます。

このため、危険家屋（廃屋）になる前に所有者に適正に管理してもらえるような体制（空き家バンク等も含めて）を整える必要があります。

また、所有者が特定できないケースや相続人がいないケースなど、責任の所在が明確にならない家屋についての対応を確立していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 町内に空き家、廃屋を所有する者
意 図	・ 事業の実施により空き家（廃屋）の放置を未然に防ぐ。
結 果	・ 景観、衛生、防犯の面から、地域住民が安心して生活できる地域づくりを進める。

■主要施策

- 1 空き家に関する課題に対応するため、協議会を組織して「空家等対策計画」を策定します。
- 2 町内の空き家の有効活用を図るため、空き家活用促進制度を継続するとともに、空き家・空き地情報の提供を行います。
- 3 廃屋の解体の促進を図るため、廃屋解体撤去事業補助を継続します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町内にある空き家数	空き家調査	(H26)	(H37)
		132 件	66 件

第2節 情報通信

■現況

町内の情報通信環境については、テレビ放送の地上デジタル放送への対応として新得中継局の改修を行ったほか、平成25年度に難視聴世帯のための恒久化対策を実施しました。

ブロードバンド環境については、人口集中地区はNTTによる光ファイバー網が整備されましたが、農村地区は採算性の観点から整備は進んでいません。しかし、衛星インターネットの導入支援に加え、携帯通信技術の発達により、携帯端末での高速通信が可能となり、農村地区でもブロードバンドの利用が可能となってきています。

■課題

情報通信に関しては、高速通信網の整備、携帯用伝送路の整備、TVh局送受信設備設置、地デジ難視対策等により、一定の環境が整ったことから、今後は社会状況の変化に応じて、情報通信環境についての検討をしつつ、現設備を適切に維持管理していく必要があります。

また、外国人を含む観光客等の対応として、公共施設におけるWiFiを導入し利便性の向上について検討を進める必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・情報通信網をライフラインの一つとして安定的に利用できる環境を維持する。
結 果	・町民が情報通信に不自由なく、快適に暮らせる環境づくりを目指す。

■主要施策

1 情報通信環境の整備

- (1) 既存の情報通信設備の適切な維持管理に努めます。
- (2) 未ブロードバンド地区への衛星インターネットの導入支援を継続します。
- (3) 公共施設における WiFi 導入について検討を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
情報通信環境の整備 の満足度	町民アンケート結果による 「満足」、「まあ満足」の 割合	(H26)	(H37)
		14.7%	25.0%

第3節 公園緑地

■現況

町内の公園の現況は、都市公園、町内会広場ともにそのほとんどが開設から30年以上経過しています。この間、公園の再整備を進めながら機能の見直しを図っているほか、施設や遊具等は適期の修繕を実施し、安全対策に万全を期しています。

また、緑豊かな新得らしい景観づくりのため、道路沿いや公園等に植栽を続けています。

■課題

未整備の都市公園があるほか、利用が減ってきている公園や町内会広場が増えているため、今後は公園・広場の統合や廃止を進め、効率的な公園の配置を考えていく必要があります。

また、遊具の老朽化が進んでいることから、安全・安心な遊具の利用のため、

点検や修繕を強化するとともに、必要に応じて更新をしていくなど計画的な維持管理が必要です。

景観形成のために植栽した樹木については、引き続き適正な管理を行っていく必要があります。

拓鉄公園の一部の施設は老朽が進んでおり、今後のあり方等の検討が必要です。

■施策の方針

対 象	・ 全町民、移住希望者、観光客
意 図	・ 町民はもとより町外からの利用も視野に入れた施設整備により利用者間の交流を進める。 ・ 身近な小公園を活用したコミュニティや憩いの場の整備を進める。
結 果	・ 利用者間の交流を町の活性化につなげる。 ・ 街中でのコミュニティや憩いの場を提供する。 ・ 四季を感じることもできる新得らしい景観づくりを進める。

■主要施策

- 1 公園施設長寿命化計画に基づき、施設、遊具の計画的な修繕等の維持管理を進めます。
- 2 四季を感じることができると新得らしい景観づくりを目指し、特色のある植栽を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
子供の遊び場、公園の整備についての満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		20.0%	25.0%

第4節 花いっぱい運動

■現況

町内の環境美化活動として花いっぱい運動推進委員会を設置し、会員が中心となって花壇の造成やフラワーボックス、街路マスの設置、フラワーマスター（花のまちづくりリーダー）による園芸講座を開催するなどの活動を進めています。

また、町民に「春の苗」の購入代金の一部を助成し、花壇づくりを奨励するとともに、花壇コンクールや花壇写真ロビー展を開催しています。

平成17年度からは、「花と道の会」を組織して国道（北海道開発局管理）を対象としたボランティア・サポート・プログラムに参加し、現在では33団体が花苗の植栽、管理、撤去まで担当マスを決めて行っています。

■課題

フラワーボックスや街路マスの管理、手入れ等に近隣住民の協力が必要ですが、現状では不十分であり、国道の環境美化活動も新規の協力団体が確保できない状況です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・住民参加による花と緑のまちづくりを進める。
結 果	・美しい景観づくりと地域の活性化を目指す。

■主要施策

- 1 家庭や地域での花壇づくりを奨励し、花による環境美化意識の高揚を図ります。

- 2 花いっぱい運動推進委員会の会員拡大と、各団体へ環境美化活動への参加協力を呼びかけ、全町的な花いっぱい運動を推進します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
春の苗幹旋率	申込み世帯率	(H26)	(H37)
		5.7%	10.0%
花壇コンクール参加数	同 左	(H26)	(H37)
		32 件	40 件

第5章 廃棄物の適正処理

第1節 じん芥処理・し尿処理

■現況

ごみの排出量は平成20年度と平成26年度との比較では年間114 t減少しており、毎年減少傾向にあります。要因は人口減によるものが大きいと考えられ、各事業所の排出量の影響はあるものの、町民一人あたりのごみ排出量は減っていないのが現状です。

一般廃棄物中間処理施設（清掃センター）は建設から17年以上経過し、設備の老朽化が進んでいるため、今後の安全な運用を見据えて大規模修繕が必要な状況になっています。また、最終処分場（埋立処分場）については、残余量調査において平成29年度まで使用可能との結果が出ておりますが、今後は新規処分場の建設及び、現処分場の延命化の検討が必要になります。

し尿収集については、市街地の水洗化率が伸び悩んでいる一方、人口減の影響で収集量は微減状況が続いています。

■課題

ごみの分別について、一部のマナー違反者や、高齢者等の困難者について、分別の指導や援助の仕組みを検討していく必要があります。

ごみ処理施設の修繕、新設については、大きな財政的負担が伴うので、計画的に進めていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民、町内事業所
意 図	・ 町民にとってもっとも身近なごみやし尿の適切な処理とごみ排出量を抑制する。
結 果	・ 町民が安心して暮らすことのできる衛生環境を整える。

■主要施策

- 1 中間処理施設は、地域計画と長寿命化計画を作成し、二酸化炭素削減を含めた大規模修繕を行います。
- 2 最終処分場については、調査結果をもとに延命化を検討していきます。また、新たな最終処分場の整備についても平行して検討を進めます。
- 3 小型家電リサイクル、繊維リサイクルなど各種リサイクル制度の推進を図りゴミの減量化、資源化を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
ごみ排出量	担当課による集計	(H26)	(H37)
		2,007 トン	1,740 トン

第2節 水洗化の推進

■現況

平成26年度末の水洗化率は、下水道区域内で97.4%、区域外で52.1%であり全体では88.4%となっています。下水道区域外は水洗化率が低いため、合併浄化槽設置補助を中心に水洗化の普及を図っています。

また、下水道区域内の水洗化率は高いものの、依然として水洗化をしていない家庭があり、平成26年度から平成28年度までの時限で既設トイレの水洗化改造に対する補助を実施しています。

※合併浄化槽補助

補助率	1/2（平成28年度まで3/4）
補助上限	5人槽 65万円（平成28年度まで 75万円）
	7人槽 80万円（ 〃 90万円）
	10人槽 110万円（ 〃 120万円）

設置基数等 平成26年度末現在 78基 使用人口 229人

※既設トイレ水洗化改造補助（平成26年度から平成28年度まで）

補助率	2/3
補助上限	20万円（平成26年度の実績なし。）

■課題

整備意欲があまり無い世帯（高齢者等）への働きかけが課題ですが、世代交代とともに解消される部分もあることから、引き続き地道な制度継続とPRが必要です。

■施策の方針

対 象	・ 合併浄化槽補助～下水道区域外の水洗化されていない住民 ・ 既設トイレ水洗化改造補助～下水道区域内の水洗化されていない住民
意 図	・ 自然環境保全と生活環境の快適化のため、水洗化率を向上する。
結 果	・ 自然環境保全と快適な生活環境の整備を目指す。

■主要施策

- 1 水洗化率の向上による自然環境保全、生活環境の快適化を目指すため、合併浄化槽補助制度、既設トイレ水洗化改造補助制度を継続実施します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
下水道区域外の水洗化率	下水道区域外の 合併浄化槽人口÷人口	(H26)	(H37)
		52.1%	66.9%
下水道区域内の水洗化率	下水道区域内の 水洗化人口÷人口	(H26)	(H37)
		97.4%	98.5%

第6章 消費者対策

■現況

消費者問題は、携帯電話やインターネットの普及、高齢者世帯の増加など様々な要因の中で、複雑化・多様化しています。

本町では、相談しやすい環境づくりのため、平成21年度に消費者相談室を新設しました。また、消費者被害を未然に防止するため、消費者講座の開催のほかパンフレットの配布による啓発活動や情報提供を行っています。

■課題

消費者が自主的な判断に基づき、適切に対処できるよう消費者教育や啓発活動を強化して、消費者を守る環境づくりを進める必要があります。

複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、資格を有した消費生活相談員の配置が望まれますが、人材の確保が困難な状況です。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 消費者被害防止のための消費者教育と相談体制を充実する。
結 果	・ 安全安心な消費生活を確保する。

■主要施策

- 1 消費者被害を未然に防止するため、町民が自主的に判断し、合理的に行動できるよう、消費者教育や啓発活動、情報提供の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体が連携した消費者被害防止地域ネットワークにより、地域での見守りと情報共有を行い、被害の未然防止や早期発見につなげます。
- 3 消費生活相談を担う人材の発掘と育成に努め、相談体制の充実を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
パンフレット配布や 広報掲載による啓発 数	同 左	(H26)	(H37)
		8 回	15 回
消費者相談数	同 左	(H26)	(H37)
		8 件	12 件

第7章 環境の保全と再生可能エネルギーの推進

第1節 水資源・新エネルギー

■現況

町内における水力発電所の総最大出力は、富村発電所の出力増強及びくったり発電所の建設により平成27年4月現在で131,870kwとなっています。更に新岩松発電所の建設により出力が増強され135,270kwとなります。

また、本町にはバイオマスや小水力、温泉熱のほか、地熱資源の賦存の可能性など、未活用の再生可能エネルギーが多く賦存しており、純国産エネルギーの供給基地としての可能性を秘めています。

水資源の新たな活用方策として、ペットボトル水を平成23年度に1万本、平成24年度に3万本製造し、町の知名度向上のためのツールとして取り組んでいます。

■課題

ダムによる新たな水力発電所の建設は困難と思われるため、既存発電所の設備等の更新による増強を要望し、より安定したエネルギーの供給地としての町の特性と地域振興につなげていく必要があります。

また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、送電網の整備が課題となっており、国等にも継続的に政策的推進を呼びかける必要があります。また地域住民の合意、関係省庁との調整、導入に係るコストなどが課題となっております。

■施策の方針

対 象	・全町民（エネルギー利用者）
-----	----------------

意 図	・ 持続可能で安心・安全なエネルギーを有効利用できる環境をつくる。
結 果	・ エネルギーの安定供給によって、町民の安心な暮らしを支える。

■主要施策

資源の有効活用の推進

- (1) 既存発電所の更新と維持機能拡充等を要望していきます。
- (2) 再生可能エネルギーの調査研究・導入開発を検討します。
- (3) 水資源の有効活用と地域振興に取り組みます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
資源エネルギー対策の 満足度	町民アンケート結果による 「満足」、「まあ満足」の 割合	(H26)	(H37)
		8.5%	20.0%

第2節 環境保全・公害対策

■現況

二酸化炭素排出量の抑制を目的とした新得町地球温暖化対策実行計画は役場関係施設を対象に平成23年度から平成27年度の期間で策定されており、平成25年度では、基準年である平成18年度からの削減率目標△7.5%に対して、△11.7%を達成しています。

公害発生施設については、主に臭気対策が課題になっていますが、毎年の臭気検査を施設で実施しており、結果の報告を受けている状況です。

■課題

新得町地球温暖化実行計画については、役場関係施設のみの目標であり、今後は町内全体を含めた二酸化炭素排出量削減に対する取り組みが必要になってきます。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 地球温暖化対策や公害防止に向けた取り組みにより、生活環境の保全を図る。
結 果	・ 温暖化防止と公害の無い安心・安全な生活環境を整える。

■主要施策

- 1 現在の地球温暖化対策実行計画は平成 27 年度で終了するため、平成 28 年度以降の計画を策定します。
- 2 二酸化炭素削減については、町全体の取り組みが有効となるため、各事業所や一般家庭への情報提供等を行っていきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
二酸化炭素排出量	各課において使用した電気量及び燃料から算出	(H26)	(H37)
		3,373kg-co2	3,137kg-co2

第8章 消防・救急の充実

■現況

十勝管内で5つあった消防組合は、平成28年4月から十勝全域で一つの消防組合となり、広域化がスタートします。

本町の消防団は新得と屈足の2消防団を組織していますが、団員の充足率は90%を下回っているとともに、入団10年未満の団員数は新得団が36%、屈足団が37%と現場経験の浅い団員が多数を占めています。

救助訓練は、毎年、消防・警察・民間企業が連携して行っており、有事に備え各機関との救助体制の連携を深めています。

また、救命講習は、町内各事業所や小・中・高校生など合わせて500人以上の町民を対象に毎年実施しています。

町内における住宅用火災警報器の設置率は86.0%であり、全国の79.6%及び北海道の84.8%と比較すると少し上回っています。

■課題

消防団を将来的にも維持していくために、団員の確保や資質の向上を図る必要があります。

また、有事の際の救助体制に備えるため、関係機関との訓練を定期的を実施していく必要があるほか、救命講習についても毎年継続して受講してもらい、知識と技術のリフレッシュを図ってもらう必要があります。

安心できる暮らしに向け、住宅用火災警報器の設置率の向上と維持管理方法の周知徹底を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 町民の生命、身体及び財産を火災から保護すること、また、各種災害を防除し被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うという消防の任務を遂行する。
結 果	・ 町民が安心して暮らすことが出来るまちづくりを進める。

■主要施策

- 1 町内企業、役場職員、郵便局員などへの消防団入団促進活動を実施します。
- 2 月2回の定期出動訓練の内容を見直し、団員の資質向上を図ります。
- 3 消防・警察・ラフティング会社・山岳会と流水水難・山岳遭難救助訓練を毎年実施し連携を深めます。
- 4 町内企業（会社）の就労者、各団体、小・中・高校生、町民を対象とした応急手当講習を開催し、毎年の再講習を促します。
- 5 住宅用火災警報器の設置意義や維持管理方法及び奏功事例を説明することにより必要性を理解してもらい設置率向上を図ります。
- 6 各種災害から町民を保護するため、施設整備計画に基づき更新を進め、町民の安心安全に努めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
消防団員充足率	実人員／定員数	(H26)	(H37)
		新得団 88.0%	充足率 90.0%
		屈足団 84.0%	以上を維持
住宅用火災警報器設置率	設置世帯数／調査世帯数	(H26)	(H37)
		86.0%	90.0%

第9章 防災

■現況

近年、国内各地で様々な災害が発生しており、防災や災害に備える取り組みの重要性が見直されてきています。本町は、全町的な被害を伴う大きな災害が発生していないため、防災に対する意識は比較的希薄であると考えられますが、防災意識の向上や防災に関する諸事項について再度見直しを行うことを目的と

して、平成 26 年度は各地域で「地域防災計画」の改訂に関する説明会を開催し、新たな「防災のしおり」を各世帯に配布するなど、住民が迅速に避難できる体制づくりに努めているところです。

また、時間的な余裕がない大地震などの警報を即時に携帯電話へ発信できる全国瞬時警報システムを整備したほか、災害時に備えるため、非常食等の備蓄品を計画的に整備しています。

■課題

いづどこでも起こりうる災害に備えるためには、自助・共助の役割が重要であり、地域防災計画に基づいた避難行動要支援者の支援体制の整備や必要最小限の備蓄品の整備等各種災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図る必要があります。

また、大規模な災害対応を経験したことがない職員が多く、初動活動等の訓練を定期的に行っていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 被害を事前に防ぐとともに、災害時には迅速な対応をとる。
結 果	・ 住民の生命、身体及び財産を被害から保護する。

■主要施策

1 地域防災力の向上

地域の総合的な防災力の向上のため、自主防災組織の立ち上げ及び支援、町民の防災意識の高揚と災害時に迅速に対応できる体制を整備します。

2 防災用備蓄品の計画的な整備

大規模災害に備え、避難所に災害対策用の非常食や生活用品などを計画的に購入し備蓄します。

3 防災訓練の実施

各種災害を想定した訓練を地域防災計画、災害マニュアルを基本として町内会、関係機関と連携して実施します。

4 広域防災協定の推進

大規模災害発生時に備えた自治体間、各事業所等との協定を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
自主防災組織率	組織数／町内会数	(H26)	(H37)
		0	北海道内の組織率の平均値

第10章 防犯対策と交通安全の推進

■現況

本町の交通事故発生件数は、平成21年には9件でしたが、平成26年では5件で、近年減少傾向にあります。一方、犯罪事件発生件数は、ここ数年横ばいで推移しています。

交通安全対策では、各種交通安全運動での啓発活動、交通安全教室・講習会での安全教育を実施しています。

また、防犯対策では、防犯協会、各種ボランティアによるパトロールや登下校の見守り活動などを実施し、交通、防犯とも関係機関や団体との協力により取り組みを進めています。

平成10年度に安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的として制定された、生活安全条例に基づき生活安全推進協議会を設置し、生活安全対策についての協議を行っています。

■課題

交通事故の多くは、基本的な交通ルール違反や安全不確認などの人的要因に

よるものであり、町民の安全意識の向上が必要です。

また、今後は高齢化の進行に伴い、高齢者に関わる交通事故や犯罪被害の増加が懸念されます。

町民一人ひとりが、自らの安全を自ら守る意識を持ち、地域が連携・協力した取り組みが必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・安全意識の啓発や環境の整備により交通事故の防止と犯罪を抑制する。
結 果	・交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指す。

■主要施策

- 1 交通安全意識の啓発と、幼児、児童生徒、高齢者等それぞれの対象に応じた交通安全教育に取り組みます。
- 2 危険個所への道路標識設置や道路改修、歩道の整備を促進し、交通安全環境の整備を図ります。
- 3 関係機関・団体と連携し、防犯意識の向上、地域住民による自主的な防犯活動を促進します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
交通事故発生件数	同 左	(H26)	(H37)
		5 件	3 件以下
犯罪事件発生件数	同 左	(H26)	(H37)
		25 件	12 件以下